

第百九十三回国会

参議院財政金融委員会会議録第十三号

平成二十九年五月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

矢田わか子君

補欠選任

藤末 健三君

五月十五日

辞任

藤末 健三君

補欠選任

野田 国義君

五月十六日

辞任

鶴保 庸介君

補欠選任

足立 敏之君

野田 国義君

白 眞勲君

藤末 健三君

小西 洋之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

藤川 政人君

大家 敏志君

中西 健治君

長峯 誠君

三宅 伸吾君

大塚 耕平君

委員

足立 敏之君

愛知 治郎君

石田 昌宏君

徳茂 雅之君

中山 恭子君

松川 るい君

三木 亨君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

風間 直樹君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁総務企画局長

金融庁総務企画局総括審議官

金融庁検査局長

金融庁監督局長

総務省情報流通行政局郵政行政部長

外務大臣官房審議官

小西 洋之君

古賀 之士君

野田 国義君

白 眞勲君

藤末 健三君

杉 久武君

平木 大作君

小池 晃君

大門実紀史君

藤巻 健史君

渡辺 喜美君

麻生 太郎君

越智 隆雄君

大塚 拓君

武村 展英君

小野 伸一君

池田 唯一君

森田 宗男君

三井 秀範君

遠藤 俊英君

安藤 英作君

飯田 圭哉君

参考人

財務大臣官房総括審議官

財務省理財局長

財務省国際局長

中小企業庁事業環境部長

株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

日本郵政株式会社常務執行役員

社常務執行役員

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

○委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長安達健祐君及び日本郵政株式会社常務執行役員諫山親君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 金融商品取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 民進党・新緑風会の大塚でございます。

今日は、本来は金商法の話から入らせていただきましたが、前回の日程から今日に流れた間に商工中金をめぐる問題が発生しましたので、そのことから伺いをしたいと思います。

金商法については私も基本的に賛成でございますので、後ほど同僚である古賀さんや藤末さんから細かい論点についてはお伺いしたいと思います。

また、商工中金のこの不祥事とあえて申し上げますが、不祥事に関して概要を大臣にお伺いしたいというふうに通告はしておりますが、もう概要は十分承知しておりますので、商工中金社長に今日はおいでいただきまして、まず、この件をめぐっては多分参議院に初めておいでになると思いますが、商工中金に出資を認める立場である、また商工中金に絡む様々な予算や制度を認める立

場である当財政金融委員会において、今回の件に
関して社長としてまず一言申し述べていただきた
いと思います。

○参考人(安達健祐君) 国費が投入されておりま
す危機対応業務におきまして不正行為を発生させ
ましたことにつきまして、危機対応業務の指定金
融機関としての信頼を大きく損ねてしまったこと
に深く反省しております。この場をお借りいたし
まして、国民の皆様に対して心よりおわびを申し
上げたと思います。誠に申し訳ございませんで
した。

事案の発生以降、調査の客観性、中立性、専門
性を確保するため、第三者委員会を設置し、同委
員会の調査に全面的に協力してまいりました。四
月二十五日に調査の結果の報告を受けました。報
告書によりますと、危機対応業務の要件確認にお
いて、長年にわたり、全国的な広がりを持つて試
算表等の改ざん行為が行われていたことが確認
されました。また、二年半前に池袋支店におい
て不正行為を把握する機会があつたにもかかわらず、当時の管理部門が不適切な対応を行った結
果、問題事案が適切に把握されなかったことが判
明いたしました。誠に重く受け止めております。

五月九日、主務省から業務改善命令を受けたこ
とを非常に重く受け止めております。今後、業務
改善命令に従いまして、調査未実施の危機対応貸
付けの全件の調査を継続し、問題の所在と根本原
因を特定し、全容解明を進めた上で、ガバナンス
の抜本的強化を含めた再発防止策の策定等、必要
な対応にしっかりと全力で取り組んでいきたいと
考えてございます。

今回は誠に申し訳ございませんでした。

○大塚耕平君 もう商工中金としては各党の会議
等と呼ばれているというふうに思いますがそれだ
も、社長は今までの党の会議には出席をされてま
したのですか。

○参考人(安達健祐君) 自民党の会議に出席させ
ていただきました。

○大塚耕平君 これは事柄の性質上、公明党さん

や共産党さんや私どももお招きをいたします
ので、それは役目柄しつかり御出席をいただくべ
きことだと思っておりますので、そのようにお願いをし
ておきます。

その上で、そういったしますと、うちの部門会議
でもいろいろな議論をいたしましたけれども、そこで出
た質問やら意見やらはお聞き及びだという理解で
よろしいのですか。

○参考人(安達健祐君) はい、報告を受けてござ
います。

○大塚耕平君 この問題については、自民党の長
峯理事にも御了解をいただきたい、またあさつて一
般質疑でもさせていただきますが、二、三、あら
じめお伺いをしておきたいというふうに思いま
す。

報告によりますと、大変多数の書類の改ざん
と、それによる危機対応融資の不正実行が行われ
たわけでありますが、取引先の皆さんが了解の上
で行われた事案はないというふうな内部の会議で
は商中の副社長さんからお伺いしましたが、という
理解でよろしいのですか。

○参考人(安達健祐君) 第三者調査委員会の國廣
弁護士が第三者委員会報告書の結果を会見いたし
ました。その場で、取引先との共謀とかそれから
キックバックはあつたのかということについて、
それは見事になつたということ、調査の結果
として、そういうことは一切なかつたというふう
におっしゃつてございます。

今後、我々はまた調査を継続いたしますけれど
も、そのことにつきましてきちつと調査してい
きたいというふうに考えてございます。

○大塚耕平君 当然、内部での調査結果は社長と
して熟知をしておられるというふうに理解をして
おりますし、今お伺いしたところ、各党の会議で
問われたことについても報告を受けているという
ことですのでお伺いをしていくわけでありまして
今の御答弁ですと、取引先からキックバック等
を受けたということはなかつたということでは第三
者委員会が開いたということですが、私が

お伺いしたのは、取引先もこういう、本来は要件
に当てはまらない融資なんだけれども、書類を改
ざんしてでもこの融資を受けるということをして解
済みで実行されたという事例はあつたんですかと
いうやり取りが我々の内部の会議でもあつたん
ですが、それはなかつたという御報告だつたんで
すが、社長もそういう御認識でよろしいのですか。

○参考人(安達健祐君) 第三者委員会の調査結果
としては、取引先が私どもが不正をしているとい
うことを理解している、了解しているものはない
かつたということでございます。

○大塚耕平君 という前提でお伺いしたいわけ
ですが、その上で、本来行われるべきでなかつた
融資に伴う利息の減免等々については全部返還を
受けたという報告も聞きましたけれども、それも
事実ということではよろしいですか。

○参考人(安達健祐君) 今回、危機対応融資の要
件に該当しないものについて融資実行し、利子補
給したものに對しては、それは私どもの不手際で
ございますので、お客様に對しましては我々のプ
ロパー融資に切り替えて、かつ利子については私
どもの負担で利子補給したものと同じ水準の利子
を設定させていただいてございます。

したがいまして、お客様から利子を返還してい
ただいたということではございません。

○大塚耕平君 ということは、それは我々が内部
の会議で、経産省、財務省の担当者並びに副社長
もおいでになりましたけれども、その際にお伺い
した内容とは今は全く違うことを御答弁されまし
たので、もう一回確認の上、あさつて審議に臨ん
でください。

といいますのは、我々の内部の会議で聞いたと
きには、その不当な減免分は全部返還を受けたと
いうふうに関わつたわけでありまして、しか
し、社長もその前にお認めになつたように、事情
を了解した上でこの不正融資を受けた取引先はな
かつたわけですから、取引先には実は返還義務は
ないんですよ。だから、返還義務はないものを返
還を受けたという御報告を受けたので、それはお

かしいのではないですかということ指摘をして
おりますので、内部の会議で。そういうことはき
ちつと御報告を受けていただきたいと思います
し、受けているというふうにおっしゃつたので今
お伺いをしていくわけでありまして。

念のためもう一回確認しますが、返還を受けた
という事実はないということではよろしいです
ね。

○参考人(安達健祐君) お客様から返還を受けた
ことはございません。ただ、私どもがその利子を
日本政策金融公庫から補填していただいていた
たので、その補填分については日本政策金融公庫
に私どもから返還をしてございます。返還は、私
どもから政策公庫への返還でございます。

○大塚耕平君 今、商工中金の株主はどういう状
況ですか。一〇〇％政府という理解でいいです
か。

○参考人(安達健祐君) 四六％政府で、残りが中
小企業の組合、中小企業の組合員の構成員でござ
います。

○大塚耕平君 ということは、政策金融公庫に商
工中金としてその補填分の利息を返還したとい
うことは、五四％の株主の了解は取つてという行
為はされておられますか。

○参考人(安達健祐君) 返還した分は一億三千万
円でございます。これから、まだ手続は終わつて
ございませんけれども、それは今度の株主総会で
御説明を申し上げたいというふうに思つてござ
います。

○大塚耕平君 それはちよつと順番が逆のよう
な気がするんですが、どういう社内の意思決定に
よつてその処置が決まつたんでしょうか。

四六％の政府に對しては、それは財務省や経産
省に對して、こういう事後処理をしますというこ
とで御報告されれば、まあ政府側はそれと納得す
ればいいわけですが、残りの五四％の皆さ
んにはそれは事後報告でいいような事柄だとい
うことは定款のどこに書いてあるんですか。

○参考人(安達健祐君) 取締役決議でその財務を
確定してございます。

定款のどこかと今言われましたが、ちよつと今、通告がないので手元に定款を持ってきていないので、お答えはちよつとできないんです。大変申し訳ございません。

○大塚耕平君 社長、もう経産省の事務次官ではあられないんですから、これ、通告があるとかないとかじゃなくて、これだけの不祥事が起きたことについて子細に全部把握しておられるのが社長として当然のことでありまして。ちよつと今の御答弁には私は驚きを禁じ得ませんけれども。

これは詐欺と一緒ですからね、やっていことは。いやいや、別に後ろを振り向かなくてもちゃんと向き合っていたら結構です、御答弁し切れないものについてはまた改めて伺います。ちよつと、今回起きている事柄の重大さについて少し商工中金として御認識が甘いんじゃないかなという印象を受けております、率直に申し上げて。

組織的ではなかったという説明も受けていますけれども、改めて伺いますが、一体何件が調査の対象になり、そのうち何件が実際に不正であったと認定されたかという、その規模について改めてちよつとこの場で簡単に御報告いただけますか。

○参考人(安達健祐君) お答え申し上げます。

第三者委員会の調査でございまして、弁護士九名が三千三百時間を費やしまして、百五十五時間に及びヒアリングとか各種資料、サーバーやPC等を徹底調査した結果でございまして。第三者委員会の調査手法は二つございまして、一つはリスクベースアプローチということでございまして、例えば、行為者が自分がやったとか、それからアンケート調査で浮かび上がったもの、それから最近の退職者のものというように、不正があるリスクが大ききところにつきまして一万八千件ほど調査をいたしました。それとは別に、一万件につきまして無作為抽出調査を行いました。合わせて二万八千件の調査を行ってございまして。それによつて、不正行為とされたものが七百六十件、人

数について九十九名でございまして。

それで、今申し上げたリスクベースアプローチでの判明した不正行為でございましてけれども、不正行為は八・〇%の割合で出てまいりました。それからもう一つの無作為サンプリングでは〇・五六%ということで、十四倍の差が発生しております、手法の適切性を裏付けていると第三者委員会ではしてございまして。

現在、だから、これによりまして、二十二万のうち二・八万件、一二・六%が調査されたということでございますので、残りについては、今後商工中金の方で、外部の監視の御指導もいただきながら、きちつと調査を継続していきたいと考えてございまして。

○大塚耕平君 ちよつと国会が緩んでいるというのは何度この場でも申し上げて、それは半分以上が、私どもというのは、まあ私は所属が民進党であります、民進党の責任でもあり、大いに反省をしている次第なんですけれどもね。

もちろん、今の現社長が在任中にスタートした話ではありせんから、今その立場にたまたま座つておられるというその偶然には一定の理解をいたしますけれども、これ、国会が緩んでいるからここに至るまで非常に緩い対応で社長も臨んでおられますけれども、これ、事柄の重大性から考えたら、社長自身が衆参の財金委員会の委員のところを全部回つても全然不思議ではない案件ですよ。もちろん事務方の方は説明に来てくださり、いや、事務方は来ていないかな、経産省と財務省が説明に来ましたけれどもね。これは与党の先生方にも是非少しお含みおきいただきたいのですが、私なりの経験年数の中で起きた様々な事案と比較してみると、これは社長自ら少なくとも委員長のところにはいらつしやるべきことでありますし、ちよつと御認識が甘いのではないかなというふうに思います。

その上で、またあさつて何らかの形で、私か、あるいは私以外の者が我が党としても質問をさせていたいただきますが、財務大臣にちよつとお伺いしたいんですが、商工中金に対する政府の出資というのは将来的にはゼロ%にする方向という理解でよろしいですか。

たいんですが、商工中金に対する政府の出資というのは将来的にはゼロ%にする方向という理解でよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には我々としては、民営化という方向については、完全民営化というものの方向については堅持していつてやつていかないかぬと思つておるんですけれども、危機対応の話につきましては、これはなかなか、災害とかそういういつたときになりましたときの危機対応のことにつきましては、なかなか民間で対応し切れないケースが続出した例がこれまでにありますので、そういったもの等よく考えながら、いろいろ必要な株式はある程度保有しておきながらやつていかないかぬという感じにいるというのが基本的姿勢であります。

○大塚耕平君 実はこの危機対応業務は、麻生大臣が総理であられたときのリーマン・ショック対応として、私どもも当時参議院では多数派を形成させていたいただいておりましたので、危機対応プランとしてこの危機対応業務をしつかり使うべきだということも御提言申し上げて、そしてしつかり御対応いただいた延長線上に今の仕組みがあるわけです。その仕組みを、言わばビジネス上のシェア拡大、他行との競争に負けないために書類を改ざんして随分多用されたというのは、何ともじくじたる思いが我々もあります。

そこで、将来的に商工中金を完全民営化するということがあれば、民営化された先にはこの危機対応業務はできないということだと思ひますので、もはや商工中金からはこの業務は除外していいんじゃないかなと私は思つておりますし、そうでないとしても、当分の間、こういう公的業務に関する対応は差し止めるというような行政処分をしていいんじゃないかなと私は思つておりますけれども、大臣、その辺はいかがでございましょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の事案というものを踏まえて、我々としては、商工中金におけます危機管理対応について、今風の言葉で言えばガバ

ナンスを強化するということに関しましては、我々としては必要であるとは考えておりますけれども、直ちに完全民営化をすべきかといえは、その点に関してはいささか、今の状況を考えるとそこまでは踏み切つてはありませぬ。

○大塚耕平君 もう最後にいたしますけれども、社長には是非、事の重大さをもう一度再認識をしていただいて、国会にも向き合つていただきたいと思ひますし、事後処理にしつかり当たつていただきたいと思ひますが、商工中金の在り方については、商工中金が公的業務とどう関わり合うべきかについてはまた改めて別の機会に議論をさせていただきます。

これで終わります。

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士でございます。

先ほど大塚理事からは、今回は金商法に關してというお話がございましたし、またそれに関しまして詳しくは私どもからというふうなお話もありましたですけれども、通告を既にさせていたいただいておりました。私からも、商工中金のその不正貸付けに關しまして御質問をさせていただきます。

商工中金の不正の貸付けの問題につきましては、もう皆様よく御存じかと思ひますが、融資実績を増やそうと、経営が悪化した企業支援のために危機対応融資制度を濫用して、本来は融資対象にならない企業に貸してこれまでも分かつているだけでおよそ二百億円資金を貸し付けたと、融資できるようにしているということでございます。

これにつきまして、まず資料の一、御覧いただきたいんですが、行政処分を受けたことに對しまして商工中金がプレスリリースを五月九日付けで出してあります。この中に、取引先の皆様、そのほか多くのステークホルダーの皆様にも多大なる御迷惑と御心配をお掛けしておりますことを改めて深くおわび申し上げますとございまして。しかし、まずは、このプレスリリースに關しましては、やつぱり国民への謝罪が必要ではないか

と感じておりますが、この点につきまして麻生財務大臣のお考えをお伺いをいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、商工中金におきましては、危機対応業務というものが、融資の際に、これは、顧客受領資料というものを改ざんするなどの不正行為が行われたという話はまずふざけたところなんです。このステークホルダーにつきましては、これ取引先のみならずこれは国民も含まれておることですから、少なくとも商工中金において先般の謝罪のこの話というのはその認識の下に行われているんだと私自身はそう思っております。

○古賀之士君 ありがとうございます。

ただ、お言葉でございますが、ステークホルダー以外の皆様方、国民の皆様方に対して、といいますのも、やはり先ほど社長からもお話がありましたけれども、国費を投入しているというこれ大前提でございますので、是非、ステークホルダーの皆様方の中に国民がいらっしゃるといふ考え方も一理あるかと思いますが、その一方で、国民の皆様方の中にこそステークホルダーの皆様方が一部いらっしゃる、あるいはその関係の皆様方がいらつしやるという考え方もある種自然ではないかと思っております。是非お考えをいただければと思っております。

さて、続きましての質問に移らせていただきますが、資料の二、御覧ください。この中ほどに、第三者委員会の報告書、池袋事案の発覚時に社長は首や報酬の返上もいとわないうふうな発言しています。つまり、かなりこの辺は危機意識をお持ちです。しかもこれはかなり重要な、いや、かなりどころか極めて重要な、重大な問題だというふうに御認識があることがにじみ出ております。

また、資料三、これはみずほ銀行さんの事案でございますが、これにつきましては、多少その当然事案の性格というもののや具体性というものは異なりますけれども、このみずほ銀行の事案では会長は辞任、頭取は一年無給となっております。

しかしながら、資料の四、更にめくっていただきますが、今回の事案に関しまして、現時点では商工中金の関係者の処分といえますのは、関係のこの資料の四を見ていただきますように、現社長と副社長並びに元社長と副社長が報酬月額三〇〇％、二か月分を自主返納というふうに書かれてございます。これにつきましては、この処分は経過ざるのではないかとこの声も上がっております。これにつきまして、麻生財務大臣はどのようにお考えでいらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 四月二十五日に商工中金が公表した役員処分の内容につきましては、現役の役員に加えて代表取締役については過去に在任していた者というものも含めて給与の自主返納を求めたものと承知をしております。

これらの処分内容につきましては、これは第三者委員会が実施いたしました、二・八万件だったと記憶しますが、危機対応貸付け全体の約一二％、一二・六％を対象とした調査の結果を踏まえて商工中金において判断されたものと認識しております。この問題の解決のためには、これは徹底した内容の洗い出しというか、解明するということか、きちんとするというのが必要なんだと思っておりますので、五月の九日に継続調査の実施とか根本原因の特定などを求める業務の改善命令を出したところであります。

今回の業務改善命令によって特定された根本原因などを踏まえた上で、担当役員の管理責任の明確化とか不正行為を行った職員の処分とか等々について、商工中金に対して更なる対応を求めてまいりたいと考えております。

○古賀之士君 ありがとうございます。

今、麻生財務大臣が御答弁になりましたように、現時点での調査が一・六％、全体のおよそ八分の一の段階でのこれは処分だというふうに認識をいたしました。

また、徹底的に究明、解明をしていく、またその善後策も考えていきたいという、これは大臣とも今後の方向性については意識を共有させていた

だいたと認識をしておりますので、是非この点について、全ての調査が終わった段階でも結構ですので、しっかりとこの処分については追加も含めて御対応いただけたらと考えております。

現実には追加での処分というのは決して珍しいことではないわけでございます。現時点での調査も、何度も繰り返しますが一二・六％、全体のおよそ僅か八分の一の状況でございますので、認識の共有をせつかくしていただいたのですから、是非その辺もしっかりとお考えいただければと思っております。

では、続きましては、資料の二ページに戻らせていただきます。

この資料二のページの上段、五行目ですが、下線部分で、池袋事案のときに社長が、指定金融機関を剥奪されるような最悪の事態を想定したとあります。つまり、重大かつより大規模な不正が明らかになったわけでありまして、これ、危機対応業務の剥奪や停止、先ほど大塚理事からも御指摘がありましたけれども、社長が述べましたこのコメントも含めて、危機対応業務の剥奪や停止というのがこれは必要ではないか、こういう点が一点、それから、社長が述べました経産事務次官経験者の相場観という言葉も出てまいりますけれども、これにつきましては経産省はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(吾郷進平君) 商工中金は、指定金融機関といたしまして、危機の状況において民間金融機関からの資金調達に困難となる中小企業に対して融資を行う危機対応業務を実施しているところでございます。現時点におきまして、危機対応業務を行う指定金融機関となっている民間金融機関が存在していないということ踏まえ、資金繰り支援に万全を期すためには、商工中金による役割が必要であると考えております。また、昨年末、不正事案の発覚を受けて、新規貸出しについては危機対応要件の確認を全件本部で協議をするなどの当面の対応策を取っていることもございます。こうした点も踏まえまして、現

時点では危機対応業務の停止命令等の措置は行っておりません。

しかしながら、今般の不正事案はもとより、平成二十六年十二月に商工中金の池袋支店において、顧客から受領した資料の改ざんが疑われる事案が多数発覚しました際に、問題が適切に把握されず十分な対応がなされなかったことは商工中金の経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢に問題があったものと認識しております。私どもとしても大変遺憾に存じております。

こうした問題を根絶すべく、五月九日に商工中金に対して業務改善命令を発出し、全件調査により問題の所在、その根本原因を特定することなどを求めたところでございます。その全容解明の結果を踏まえた上で、直接関与した職員の処分や担当役員の管理責任の明確化とともに、ガバナンスの抜本的強化に向けた組織態勢の見直しの検討など、更なる対応を求めてまいりたいと考えております。

○古賀之士君 それはそうなんです。確かにこの危機対応の融資制度そのものを否定しているわけではないんです。それは是非誤解のないように。実際にその危機対応融資制度をしっかりと活用をして、そして何とか立ち直りたいんだ、あるいはきちっと健全な企業活動に戻りたいんだ、そういうもう本当に至極真つ当な企業関係者の皆様方はそういう形でこの制度を利用されている方がほとんどだというふうに思います。

ただ、今おっしゃったように、必要だからこそ逆に言うところわざわざ相手企業、これは赤字が前提になっているわけですが、それは赤字が相手企業さんの数字、データまで改ざんしてまでやらかないけないうのかという大きな疑問にたどり着くわけです。そしてまた、それが今回の重要な案件として、しかもこれは単発ではなくて広がりを持つている。一部報道では三十五支店、八百件以上だということも言われているわけです。その御認識を含めた上で是非御答弁をいただきたいと思います。

更にお伺いをいたします。

では、その池袋事案のときには中企庁に報告したようだけれども、その後の対応というのは適切だったとお感じでしょうか。

○政府参考人(吉野進平君) 経済産業省といたしましては、その池袋事案の発覚直後から一貫して徹底した調査を行うよう指示をしたところでございます。商工中金において問題事案が適切に把握されず、十分な対応がなされなかったことは、その管理態勢や法令等遵守態勢に問題があったものと認識しております。大変遺憾に存じます。また、結果といたしまして、商工中金において十分な対応がなされず、また今般のような不正事案の発生を防げなかったということは事実でございます。商工中金を監督指導する主務省として大変重く受け止めておるところでございます。

このため、今後、徹底的に問題を洗い出し、内容を解明していく中で、国の監督の在り方について検証をし、その結果を踏まえて必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

○古賀之士君 ありがとうございます。国の対応を取っていくという言葉も非常に重い言葉として受け止めておられます。

更にそこで質問をさせていただきますが、危機対応業務の範囲を見直すお考えというのは現時点でおありになるのでしょうか。

資料の、更にめくっていただきました五、ここに平成二十九年五月一日現在の危機対応の認定事案という一覧表が出ております。この中で、先ほどから申し上げておりますけれども、当然これに必要な危機対応の事案というのがいっぱいございまして、例えば二の中でも、右上の二に書いてあります。例えば原材料・エネルギーコスト高対策特別相談ですとか、新型インフルエンザ関連の中小企業金融支援対策ですとか、口蹄疫に関する云々とか、いろいろ書いてあるわけですが、ただ、例えばその下に書いてありますデフレ脱却等特別相談窓口、例えばこういうのは、これは善意に解釈すれば当然必要なことだし、あってもいい話なんですけれども、その一方で、こういう問題にでもこれかぶせることができる、そういうものがたくさんある。考え方を持てばどうしても、本当にこれはいいんだらうかと、更に深く見ていかないと見えてこないものも出てくるのではないかと思っております。そこで、こういった書類は、デフレ脱却関連に全部してしまえることもしかすると可能なのかも知れないとも思っております。

そこで、お伺いをいたします。危機対応業務の範囲というのを、これは当然政府としてのお考えになってくると思います。麻生財務大臣、一部だけでも見直すお考えというのはこの時点でございませうでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもう古賀先生御存じのように、この危機対応の業務というのは、もう経済環境の大きな変化というの物すごく今、デフレの話もありましたけれども、そういうのも、というのもありましたけれども、災害もあるでしょうし、テロなんというのもありました。うし、日本はテロがないじゃないかと聞いた訳の分からぬ人いたけど、五千人も震が関でテロに巻き込まれたということをきれいに忘れてる人もいます。あれぐらい大きなテロがどこにあつたんですと申し上げたことがあるんですけど、あれによつて影響を受けた人というのは、実は余り出なかつたろうし、かなりな数に上つていますから、そういったような話もありますので、こういったことを考えますと、指定金融機関であります商工中金等が、日本政策金融公庫からいわゆる信用供与を受けて中小企業に対する必要な資金というのを貸し付ける業務を行うというのがいわゆる危機対応業務というのなんだと思いが、どのような危機を危機対応の対象にするかにつきましては常に考えておかなきゃいかぬでしょうし、またそういったものの対象から外すかについても同様と考えておかなきゃいかぬということ。それは全く私どもも同じでありますので、これまでその点に關しましては適切に判断してきたところだとは思っておりますので、今後ともこういったところ

とくに關しては必要に応じて見直しをしていくというのは大切なことだと思っております。

いずれにしても、この危機対応業務というものの制度の趣旨というものの徹底というものがこれは不十分だったということが一番問題なんだと思っておりますので、この業務の本旨のつとめた業務というものがきちんと行われるように、これはしっかりと私どもとしても監督をしてまいらねばいかぬところだと考えております。

○古賀之士君 そういう意味でも、今、麻生財務大臣がしっかりと共有の意識を持っていたらいたというのが大変有り難いと思っておりますし、また、見直すお考えも前向きに御答弁をいただいたと理解をしております。ありがとうございます。

更にお伺いをいたします。

この第三者委員会の報告書、さらに資料の、一枚めくっていただきました、資料の六、中ほどに下線の部分がございますけれども、これは、社長が、危機対応業務の予算数字は行政府と立法院の意思として執行しろというもので、その意思に沿うよう執行することは必要だと思つていたとあります。つまり、政府系の金融機関として、行政府、立法院、つまり国の意思を執行しろというのだから、適切にこちらは処理をしていくという、そういう認識だ。こういう社長の認識が逆に現場レベルまで不正が起つてしまった間接的な原因、つまり現場の方での要因の中には、これはノルマだというふうな報告も上がつております。

つまり、そういうノルマ意識、例えば、この危機対応の融資制度というのに関しましては、これ、本来ノルマというものがあつていいのかわどうかというの若干これは皆さん方からも御意見の交換が必要だと思ふんですけれども、ノルマありきで融資しますよ融資しますよという形になつていたのではないかと。それは、元をたせば、こういった行政府と立法院の意思として執行しろという社長の御意思がやつぱり働いたものなんではないだろうか、こういうことを考えてし

まつての御質問なんです。麻生財務大臣はこれはどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘の社長のインタビューについてのこの発言について、これは、趣旨がちよつと私も必ずしも明確ではありませんので政府としてのコメントとしては差し控えていただきたいと思います。その上で、古賀先生、申し上げさせていただければ、いわゆる危機対応業務については、その時々、その状況状況に応じて経済とか金融の情勢なんかを考えたり反映したりしたいろいろ経済対策をするわけですが、それにのつとつて、業況が特に悪化している中小企業というものの資金繰りに万全を期すというのが本来の目的ですので、十分な事業規模は確保してきたからこれまでそれなりの効果があつたんだと私ども考えております。

商工中金においては、本来これは経済環境の大きな変化などの影響を受けた事業者に対してのみ活用されるべき危機対応業務というのについて、制度の趣旨に沿つた運用というのが徹底できていなかったというところが一番の問題なんじゃないんですかね、これは、そう思いますので、今回の業務改善命令によつて特定をされておりますので、根本原因等々をきちんと踏まえた上で、ガバナンスの強化等々に関しまして、商工中金に対しては更なる対応を求めてまいりたいと、さように考えております。

○古賀之士君 制度としても、是非ひとつ、この辺の意思というのに関しましては、それぞれの現場が認識をどう考えるかという大きな問題にもなつてまいりますので、是非その辺も含めて、今後の商工中金の在り方というのに関しましては、是非また意見交換なり御指導いただければと思っております。

さて、資料七、次の資料をめくっていただきましたが、危機対応融資は大きな利益を期待できないのに商工中金の本来業務、責務である点に矛盾があると思つております。これは第三者委員会の報告です。また、資料の八、こちらの下線部分

にも指摘しておりますが、民営化問題に関連するこれ政治的プレッシャーも一つの要因とも指摘されております。

この第三者委員会の指摘につきましては、麻生財務大臣はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これ、商工中金につきましては、完全民営化の方針というのはこれはもう堅持しつつ、民間によります危機対応というものが十分に確保できないというようなところを考えると、やっぱりこれはしっかりと確保されるまでの間、国内の危機の対応というものの能力を確保しておくためには、いわゆる商工中金法というものによつて危機対応業務というのをこれ義務付けをしておるわけです、この法によつて。

したがって、第三者委員会の調査結果においても御指摘をされておられるけれども、本来の経済環境の大きな変化というものの影響を受けた事業者に対してのみ、先ほど申し上げましたように、事業者に対してのみ活用されるべき危機対応業務について、これは商工中金における制度趣旨の徹底が不十分だったということなんだというように理解をされないかぬところなんだと思いますが、この制度の趣旨に沿つて適当なとか、これはガバナンスの整備というものがされていなかったということなんだというように、これ、今回の状況を見ると、そういうふうな理解されてしかるべきなんだと思つて、更なる対応をこの点については求めていくということだと思ひます。

○古賀之土君 分かりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

資料の九、御覧いただきます。この第三者委員会が今回報告書を作成するに当たりまして感じた中に、役職員間のメールがこの商工中金の場合には六十五日間で自動削除される仕組みになっていると、これが事後検証が困難であると指摘されております。この件につきまして、財務省はどのようにお感じでしょうか。

○政府参考人(太田充君) 第三者委員会の調査結果において御指摘いただいておりますとおり、過去の事実関係に関する事後検証を可能とする体制の整備は重要であるというふうに認識をしております。メールのみならず、多様な観点からこうした体制整備が行われる必要があるというふうに考えてございます。

今回の業務改善命令により特定された根本原因を踏まえまして、十分な事後検証を可能とする体制の整備も含めましたガバナンスの強化等に対して、商工中金に対し更なる対応を求めていきたいと考えております。

○古賀之土君 つまり、森友学園問題でもありましたが、財務省のメールが自動消去されたことが明らかになっておまして、これはある意味共通する問題だと考えておりますが、これについてはどうお考えですか。

○政府参考人(太田充君) 財務省本省内の電子メールのデータについては、メールサーバーの容量等々もあつて、一定期間、六十日を経過したら自動的に消去、削除されるということを申し上げてきております。

ただ、いずれにいたしましても、財務省におきましては、公文書管理法という規定がございますので、その規定にのっとりまして、保存が必要な行政文書等につきましては紙媒体等において規定にのっとり適切に保存しておるというふうに考えておるところでございます。

○古賀之土君 その規定にも問題があるのではないかとこの声も上がっております。それについても御指摘をさせていただいております。

少なくともこのメールを含めたという御答弁ですが、結局、それぞれの職員や役員間でのメールがないということで、非常にこの第三者委員会も事後検証するに当たつて本當に苦労をされていらつしやるということが、あえてこれ、ページを割いて書かれていらつしやるわけです。

ですので、今後のやっぱりメールの保存に関して、サーバーの容量に限界があるというふうなこ

との御指摘も今ありましたけれども、しかし、これから先何か問題が起つたり、あるいはまた事後検証していく場合に、先ほどの問題のみならず、今回のこの商工中金の問題でも、メールがない、これは六十五日間で自動削除されているということで更に検証が難しくなっている。いわゆる皆さんたちに一連アンケートを取つて、そしてその膨大なアンケートの資料の中で調査していくしかない。しかも、そのアンケートが本當のことを書かれているのかも正直まだ分からない。九人の弁護士の方がおつしやつていますが、膨大な職員の皆様方のアンケートを短期間で処理するだけでもこれ大変な作業でございます。

その中で、手掛かりになるメールの処理、メールの対応につきましては是非見直しを御検討いただきたいと思ひますし、もちろん、そのほかの公文書も含めまして、改めるべきところは是非改めていただきたいと要望を述べさせていただきま

す。

では、次の質問へ参ります。更に次のページで

ございますが、資料の十でございます。

金融庁は内部統制に関するメールを保存するよう求められているようにこれは読めますけれども、これは、申し訳ございません、通告しておりますけれども、この情報の開示、これにつきまして、重要な案件でもございしますのでお答えいただかせんでしようか、金融庁に対しての質問でございます。

○政府参考人(池田唯二君) お答え申し上げます。

金融商品取引法では内部統制報告制度といった制度が導入されておまして、上場企業におきましては財務報告に係ります内部統制の整備を行うことが求められておまして、その整備に関しまして内部統制報告というものを作成することが義務付けられております。そして、その内部統制報告の適正については会計監査人の監査を受けるところでございまして、

そうした制度の下でどのように内部統制を整備していくかというところは、基本的に企業の主体的な判断により行われるものでございます。その際に、内部統制報告制度の下での内部統制整備については実施基準というものが存在しております、それについて記述されているものがお示しいただいている資料だと理解をしております。

ただ、いずれにしましても、これは一つの指針のようなものでございます。こうしたものを踏まえながら、最終的には各企業において主体的に判断して整備が行われる、そういう制度になっているものでございます。

○古賀之土君 済みません、ありがとうございます。

ですので、情報開示に関しましては是非前向きに、内向きにならないでいただければと思つておりますし、また、そのメールの保存を、これは第三者委員会として、これは私が言っているわけではなくて、これは第三者委員会がメールの保存を求めているようにも読み取れるわけですので、是非こちらも前向きに御検討いただけたらと思つております。

さて、資料をちよつと戻していただきまして、次は八の二の部分でございます。もうお時間もだんだんなくなつてまいりましたので、麻生財務大臣に結びに伺ひます。

その資料の八の二、第三者委員会の報告によりまして、日本型不祥事の典型というふうに指摘もされております。この点も含めまして、今回の商工中金の不正の貸出し、大事な国費が投入されたこれは問題でございますけれども、どのようにお考えなのか、まとめていただければ有り難いです。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本型不祥事の典型、なかなかいい表現というかわい深い表現ですな、これは。

少なくとも、この池袋支店でしたつね、これで発生したこの事件についての本部に対しての対応について、その場の空気とか何となくとかい

ような話になっているところがあったか書いてあったと記憶しますが、まあ、簡単なことを言えば、これは集団的な隠蔽工作じゃないかということが、端的にはそういう表現ですよ、これは。そういうことになっているんだと思いますので、これは商工中金だけで発生した特殊な事件じゃないということも暗に述べておるのであって、ほかにも起こり得るんじゃないんですかということ、これ第三者委員会としては日本型不祥事の典型という表現で指摘をされているんだと、私も聞いています。

この対応については、甚だ遺憾な話なんですけれども、この第三者委員会の、何というのかな、指摘というものを踏まえた上で、この事案の問題解決のためには、これは徹底的な洗い出しやらいかぬという話と同時に、これは商工中金に限らずほかのところにもこういったことが起こり得るということを腹に取めて対応しなきゃいかぬことなんだと思いますので、いずれにいたしましても、一層の対応を求めてまいりたいと、かように考えております。

○古賀之土君 ありがとうございます。

日本型のそういう不祥事の典型という言葉には、確かに今財務大臣がおっしゃったような意味合いも当然含まれると思いますし、また、逆にこの日本型の不祥事の典型というものをこれ看過していいものだろうか。つまり、これはもうどこでもやっていることだから、これはもうしょうがないねというような話にしてしまってもいいものだろうかというふうにも読み取れる部分でもございます。

したがって、この国の行く末を考えていく、まして大きな予算を組んでいくという参議院の財政金融委員会にありましては、麻生財務大臣、また副大臣、またまた金融庁長官ですとか日銀の総裁なども、本当にこの日本の経済を、行く末を左右するキーパーソンの方々が、重鎮の皆様方が多数御出席、御参加をされていらっしゃると思います。したがって、その方向性や御発言が、極めて

今後の日本のこの不祥事全体、経済だけではなく、その空気ですとか雰囲気、極めて重要なことにもなっていると思います。

是非、そういう部分では、国民の一部の中には、もしかすると、ああ、もうこういうことがまた起きたね、どこでもやっているんだねというように思っているままで行くのを、声もあるかと思えますけれども、そうではなく、やはりこはしつかりとできるだけ日本型の、では解決方法をどこかで見出している。日本というのは、世界的に見れば、異常なまでに正常な国とも言われております。ある意味、その正常な部分をしっかりと世界にアピールするというのも大事かと思えますので、是非その辺を、麻生財務大臣始め、リーダーシップを発揮されることを大いに要望をして、質問を終わらせていただきます。

また少し時間がございまして、この問題につきましてもまたあさつても皆様方が取り上げていただくということでございますし、また、先ほど大塚理事からも御説明がありましたけれども、金商法につきましても私たちが会派も賛成の立場でございますので、また鋭意、意見、補足等がありまして、またまとめて機会がありましたら御質問させていただきます。ありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(藤川政人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野田国義君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○藤末健三君 民進党・新緑風会の藤末健三でございます。

今日は金商法の改正案の審議でございますが、まず冒頭に、学校法人森友学園への国有地の格安売却問題について質問させていただきますと思います。面会記録の破棄に係る判断の妥当性ということでございます。

平成二十九年四月二十五日の財政金融委員会では、森友学園の契約は十年間の分割払でございますが、この森友学園の契約は十年間の分割払でございますが、さらに支払が遅延した場合の延納の規定も含まれているわけでございます。

この事案の終了時期は、契約成立時ではなく、売買契約の代金が完済された時点とすべきではないかと考えますが、財務省佐川理財局長のお考えをお聞かせください。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

財務省におきましては、公文書管理法の規定に基づき制定されております財務省行政文書管理規則のつとて文書管理を行ってございます。個別の面会の記録は、組織で共有した後に、最終的には決裁文書の形で組織としての意思決定として集約されていくことから、保存期間は一年未満とされ、保存期間満了時期につきましては、時期を明確化する観点から事案の終了後とする取扱としてございます。本件の処分に関しまして、昨年六月の売買契約締結をもって、売買契約書の決裁を行った時点で事案の終了と判断してござい

ます。国有財産の売払い代金につきましては国有財産の特別措置法におきまして分割払が認められているところでございますが、森友学園との売買契約におきましては、延納代金に係る債権を保全するため、確実な担保として売払いした土地に順位番号一番の抵当権を設定するとともに、債権の保全あるいは用途指定の履行確認のために契約上実地調査を行う等の契約条項を入れているところでございます。

まさにこの延納も含めました契約の経緯につきましては、契約書に組織としての意思決定が集約されているところでございます。したがって、この契約をもつて保存期間満了と取り扱い、公文書管理法に基づき適切に対応しているところでござい

ます。

○藤末健三君 局長にお聞きしたいんですけど、お金を分割払で払っていますと、途中で払えなくなりましたと、そこでのいろいろな問題が起きたときに様々な資料がなかったら裁判とかそういうのに対応できないと思うんですけど、常識的にどう考えます、局長。

○政府参考人(佐川宣寿君) 御指摘の、委員がおっしゃっているのは延納というか延滞のお話をされているのかもしれませんが、その延滞金の規定も含めましてこの契約書には全て入っております。延滞金の計算方法も入っております。延滞金も一定の時期までに納めなければならぬというふうにも契約上書いてございますし、仮に契約上の義務が履行されなければこれはまた契約解除という方向も可能性としてあり得るわけでございます。そういう意味では、延滞あるいは延滞、用途指定、全てを含んだ契約書になっているわけでございます。そういう契約書を結んだ時点で事案終了というふうには判断したということでございます。

○藤末健三君 いや、もうそれは会計検査院の考えとは多分違うと思いますよ、正直申し上げて。かつ、契約書だけ残っていればいいというものじゃなくて、契約書があつて、問題が生じて裁判になるわけですから、そのときにいろんな様々な参考資料がなければ私は裁判で勝つことはできないんじゃないかと思えます。まあ、ここで終わらせていただきます。

具体的に、これから金商法の一部を改正する法律案の議論をさせていただきたいんですけど、まず初めに、ハイ、フリークエンシー・トレード、HFTという取引について御質問させていただきます。

皆様のお手元に紙を配っておりますが、株式取引の変化というものを載せていただいております。上の方に従来の取引ということで、従来であれば、投資家であり、事業法人が証券会社を通じて、そして電話等であつて、そして注文など

証券取引所がマーケットで調整するというものになってございしますが、近年の取引は何かと申しますと、まず一つございしますが、電子取引システムということで、事業法人、機関投資家が電子システムを使い、そして証券会社を通じて取引するという方法もございします。ただ一方で、下の図にございしますように、ヘッジファンドや独立系投資会社がそのままシステムで証券会社を通じて取引を行う。また、証券取引所の中に、電子取引システムと書いてございしますが、コロケーションシステムといまして、取引所の中にシステムを置いて取引するようなことも行われております。

正確なデータかどうか分かりませんが、今の取引において七〇%近くがこのようなコンピュータのプログラムを使った取引になっているんじゃないかということでございまして、このようなシステムを使ったハイ・フリックエンシー・トレード、もう一秒間に何回も取引をするような仕組みに対して規制を掛けることは非常に正しいと思います。

ただ一方で、このハイ・フリックエンシー・トレードは、もう超々々短期的な戦略としてプログラムで取引を行うということでございしますが、そうなりますと、一方で、中長期的な企業収益に基づくような株価の形成が、逆にその足を引っ張るのではないかと、長期的な戦略で、基づいてどの企業がこれからどれだけ成長してどれだけ利益を上げるかという観点で投資をしている方々に対してはマイナスになるんじゃないかと思ひます。その点、金融庁、いかがでしょうか。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

中長期的な投資を促進いたしますことは、企業の持続的な成長ですとか、中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の対話を促進し、日本経済全体の好循環を実現していくという上で極めて重要な課題であるというふうに考えているところでございします。

御指摘のあった株式等の高速取引がこうした中

長期的な投資に与えている影響について正確に申し上げることは困難なところでありますけれども、高速取引につきましては、他の投資家よりも先に売買をすることで他の中長期的な投資家の売買の機会が制約を受けてその取引コストが増大するということがないか、あるいは中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害していることがないか、そうした懸念が指摘されていることは私も承知をしているところでございします。

そして、こうした懸念があることも踏まえまして今般法律の改正をお願いをしているところでございまして、登録制を導入させていただいて、体制整備、リスク管理を求めていくとともに、こうした高速取引の実態などを確認できるよう、ルール整備をお願いしているというところでございします。

○藤末健三君 是非、市場においてこのHFTがどれだけの影響を及ぼしているかというのは調査をいただきたいと思ひます。このための法律整備でございしますので、お願いしたいと思ひます。

私がちよつとお聞きしたいのは、このハイ・フリックエンシー・トレードがこれからまた進みますと、前にもございしましたけれど、もうプログラムが勝手に取引をしますと、あるとき、そのマーケット、市場が変則を来すと一気にそのコンピュータのトレードが止まってお金を一気に引き揚げると、一気に、呼応してということが実際に起きておりました。このようにコンピュータプログラムが一斉に動いて例えばマーケットをもう止めてしまうような事態が発生しないように、ほかの国では例えばマーケットメーカーの義務、プログラムの中で何か変動が起きたときにもう一斉に引き揚げてその取引をプログラムが止めてしまわないようにするような義務などを課しているところもございしますけれど、この法案においてはどのような取決めになっているか、また、ない場合には今後どのように検討するかを教えてください。お願いします。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

す。

高速取引を行う者にマーケットメーカーを義務付けるべきではないかという御指摘かと思ひます。一般論で申しますと、経済活動の自由ということとがございしますので、特定の投資者に一定の行為を義務付けるといふことには基本的に慎重に考える必要があるという点があると思ひます。それから、この問題について審議を行いました金融審議会における議論などでも、高速取引に過度の規制を及ぼすことで日本市場からそうした取引を完全に排除してしまうというような対応は適当ではないという指摘も数多く出されたところでございします。

そうした中で、今回の法律案では、高速取引を行う者に登録制を導入して、体制整備、リスク管理義務を課するとともに、当局への情報提供などの枠組みを整備するという対応を提案させていただいているところでございします。

金融庁としては、まずは今回の制度整備を通じてまして高速取引の実態等の把握に努めたいと考えておりますが、市場の動向を十分注視し、市場の公正性、透明性、安定性を確保する上で、必要があれば、適切に対応を検討していきたいというふうに考えているところでございします。

○藤末健三君 是非、現状を明確にしたいといたいで、制度づくりをやっていたきたいと思ひます。

そのときにひとつ御配慮いただきたいのは、恐らくマーケット、証券取引所のやはり国際競争がもう始まっていると私は思っております。ですから、もう日本国内で日本証券取引所が実際に利用者がどれだけ使いやすいものをつくるかということとは非常に大きなポイントだと思ひていまして、例えば細かいことをお聞きしますけれども、世界的には取引所の最小取扱金額、単位、ティックというふうに言っていますけれども、普通だったらいふ物であれば一円という感じになりますけれども、〇・〇〇一円の単位で取引できますよと、何があるかと申しますと、単位が小さいほど

変化が激しいじゃないですか、起きるじゃないですか。ですから、単位が小さいほど変化が起きて、それで取引する利用者は便宜があるということとで、逆に今、この単位、ティックがどんどんどんどん小さくなるという競争があります。それをどう考えるか、例えの一例として。

また、今回、ハイ・フリックエンシー・トレードを行う者は金融庁に届けるといふことが義務付けられておるわけでございしますけれども、私、限られた範囲でございしますが、やはりこのハイ・フリックエンシー・トレード、プログラムを使うITの戦いになっているわけでございしますけれども、そういうテクノロジとかノウハウが流出することを恐れて高度な技術を持ったハイ・フリックエンシー・トレードの投資家が市場から撤退するようなこともあるのではないかとこのことを考えるわけですが、その点、いかがですか。簡単に申し上げますと、国際的なイコールフットリングをどう考えるかということです。お願いします。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘のとおり、市場のルールを考えていきますときには、国際的なイコールフットリング、整合性といったものは極めて重要な要素であるというふうに考えております。

御指摘のあった点のうち、まずティックサイズの問題でございしますが、注文値段の刻み幅の問題でございしますけれども、このティックサイズを小さくするということは、御指摘のとおり、投資家にとつてより良い価格での約定が可能になって利便性が向上するという見方が一方であると思ひます。他方、過度にそうしたティックサイズが小さくなりまして場合には、一つの価格当たりの注文数量が減少しまして、ひいては円滑な取引が阻害されるおそれがあるという見方もあると承知をしております。

そうした中で、両者のバランスの中でどうルールを設定していくかということかと考えておりますが、現状、我が国の状況を見ますと、過度なティックサイズの縮小競争が生じているとは必ず

しも認識をしております。直ちに規制を検討するというのが現在取引所で検討されているとは考えておりませんが、いずれにしても、今後の市場の動向を注視して、このティックサイズの点も含め、市場の公正性、透明性、安定性の確保には万全を期していきたいというふうに考えております。

それから、今回の法律案で、登録をしましたHFTから届出をいただくということでございますが、この点については、今回提案をさせていただいておりますルールの内容は、例えば欧州において来年の一月から導入が予定されているルールの内容とおおむね同等の内容になっていると理解をしております。

そうしたことで、今回のルール整備によって高速取引を行う主要な者が日本市場から直ちに退出するということにはならないというふうに考えておりますが、いずれにしても、状況はよく注視してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非、今回の法律が整備されますといろいろな調査ができるわけでございますので、やっていただきたいと思っております。特に、取引所がハイ・フリークエンシー・トレードを行う人に対する調査ができるということもございまして、また同時に、金融庁もいろいろなことがございまして、今、フィンテックを非常に自分なりに勉強させていただく中で感じますのは、麻生金融担当大臣からも答弁いただきましたけれども、金融のテクノロジーに対する投資、もう圧倒的に日本負けている状況、一番今伸びているのは中国でございまして、中国、そしてアメリカ、ヨーロッパに対しては圧倒的に負けている状況でございまして、何を申し上げたいかという、テクノロジーが分かる人が取引所には必要であるし、また金融庁にも必ず必要だと私は思っています。

もうはつきり申し上げまして、今の日本の金融業界は、大きなSI、システムをつくるところがメインプレイヤーになっておりまして、正直、新

しいテクノロジー、今スマホとかのテクノロジーを使うような状況でございまして、対応できているとは思いません、正直申し上げて。

そういう中で、金融庁、また取引所が新しいテクノロジーを分かった人間が必要だと思うんですけれども、その点いかがですか。人材の整備についてお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(池田唯一君) お答えいたします。取引所におきましては、現在でも取引所での売買の審査などの業務を行っているところでございまして、こういう業務を適切に遂行するために、ITに関する専門人材の活用などが極めて重要で、それに対応するための努力も取引所においては行われてきていると理解をしておりますけれども、今回、そうしたことに加えて、登録制が導入され、取引所にも調査の権限が付与されるということもございまして、ITの面からそうした売買の審査を強力に行えるような体制の充実というのは一層取り組んでいただく必要があると考えております。

また、金融庁におきましても、これまでITに関する専門人材の確保ということについては我々なりに努めてきたつもりではございますが、HFTというようなことになっていきますと相当高度なITの専門家ということがまた求められてくると考えておりますので、いま一層積極的な人材確保に努めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、人材を集めていただきたいと思っております。

私が聞いている話ですと、例えば外資系のIT担当の役員クラスの人たちはもうすさまじい金額の給与を取られているみたいです。恐らく我々が、素人が見ていると表面的には同じようなシステムになっていきますけど、実は取引スピードが何ミリ秒カンド違いですよという、もうそういうところで争っている、彼らは、という状況でございまして、そういうテクノロジーの細かいところが分かる人がいなければ、何となくこれ何か同じ

に見えるから同じだろうという話じゃないかと思っております。

実際に私が危惧しますのは、このハイ・フリークエンシー・トレードもそうですけど、フィンテックの世界もそうですが、今、我々、例えば携帯を使っていますと、グーグルとかヤフーとか使っているじゃないですか。この検索エンジンは全部グーグルがつくつています、実は、グーグル一社。

これから我々が恐らくいろんな取引をするシステムができてくる中で、間違いなくグローバルスタンダードみたいなシステムができてくると思うんですね。もし金融庁がテクノロジー分からなくて外国のテクノロジーなどの評価を十分できなければ、私はまた携帯が生まれると思いますよ、ガラパゴス携帯が。何かすごいですね、技術ありますねと言っていますけど、あつという間にスマホに変わっちゃう。なぜ早く外国のテクノロジーを入れて日本のテクノロジーを盛り込まなかったのかと私は本当に思います、正直言つて。そのようなことがないように、金融庁でテクノロジー分かる人間を絶対に入れてほしいです。何となく何か情報分かっていきますよという人じゃなくて、本当に金融のテクノロジーの最先端分かる人を是非入れて議論を進めていただきたいことをここでお願いさせていただきます。

続きまして、この金商法でございましてけれども、情報開示が非常に規則ができるということもございまして、やはりメディアの方々の話を聞いていますと、この金商法の改正、最大の関心事は会社の決算等の重要データを一人のアナリストに開示した場合は速やかにそれをインターネットに載せなさい、ホームページで公開しなさいということになりますけれども、具体的なことをお聞きしたいんですが、経済紙の記者にも同様の規制が掛かるんでしょうか。例えば記者に、アナリストではなく記者にいろんなデータを示したときに、そのデータをインターネットで公開するということが課されるかどうかということをお聞きしたい

と思います。

恐らく答えは、経済記者はアナリストと違うという答えになると思うんですが、金融庁として、行政機関の守秘義務とメディア記者との守秘義務の違いをどう考えるのか。例えば金融庁の人が新聞記者にある情報を流しましたと、そういうときと、あと、アナリストが金融庁の人にアクセスすることはないとは思いますが、そういう記者とアナリストをどう見るかということをお聞きしたいと思っております。また、アナリストと経済記者を兼業している人が出てきた場合どうするかということをお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

御指摘は、今回の法律案に盛り込まれておりますフェア・ディスクロージャー・ルールに関してであるというふうに理解をいたします。

このフェア・ディスクロージャー・ルールは証券市場の信頼確保のためのルールと考えておりまして、また、そのルールの対象を広くしました場合、企業における情報管理の面でその対象範囲が広がり、企業の実務に支障が出るおそれもあるといった指摘もありましたことから、今回の法律案では、米国における制度と同様、有価証券の売買等に関する蓋然性が高いと想定されます証券会社、投資運用業者や機関投資家などへの情報提供、この証券会社などの中にはアナリスト、御指摘のアナリストも入ると考えておりますけれども、そうした者を対象とするということにさせていただきます。

そして、御指摘の経済紙の記者への情報提供というのは、それは守秘義務がどうだということ、そうした守秘義務の有無ということにかかわらず、有価証券の売買等に関する蓋然性が高いか低いかにいうことの観点から、本ルールの対象とはしないという取扱いにさせていただいてるところでございまして。

守秘義務についてどう考えるかという点につい

ては、私も必ずしもお答えする立場にはございませぬけれども、新聞協会が示されている見解によれば、取得源を秘匿することは報道機関が何より優先すべき責務であり、個々の記者にとつては取材活動の根幹を成す究極の職業倫理だということに書かれていると承知をしておりますけれども、いずれにしても、そういう守秘義務がどうだということではなく、有価証券売買に關与する蓋然性が高いかどうかということで判断をさせていただきますということでございます。

それから、御質問の中にありました、アナリストと経済紙記者が兼務しているというような御指摘です。

報道機関の中には、金融商品取引業者としての登録を行つて投資助言業などの金融商品取引業を行っている会社もあると承知をしております。このため、今回の法律案ではこれは内閣府令で細目を規定していくこととなりますが、金融商品取引業を行つている部門とそれ以外の部門の間で情報やり取りが行われないような適切な措置が講じられていようときは、金融商品取引業に關与していない者に対する情報伝達はルールの対象から除くということを考えているところでございます。

御指摘の、経済紙記者と証券アナリストが兼務しているというような場合に、実際にどういう具体的な業務になるのか、ちよつと現時点では分かりかねますので一概にお答えすることは困難ですが、その業務の実態あるいは情報の遮断の程度等を踏まえて判断をしていくことになろうかというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、私が聞いてみると、余りにもアナリストの方々に對する規制を強めるとアナリスト登録をやめちゃう人がいるんじゃないかという話を聞いています。アナリスト登録をするよりも、経済記者として活動しているいろいろな情報を発した方がいいんじゃないかということを言っている方もおりますので、これはもう発言だけですので、この規制についてはきちんとガイドライン

等で示していただきたいと思ひます。

情報開示に關しましてちよつと変わった御質問をしたいんですが、日本銀行は金商法の対象となるかということございまして、例えば、日本銀行の方がいろんな金融機関の方々と話をすると、若しくは経済紙の方と話をすると、それから情報が流れ、例えば、個別の企業のことではないと思うんですけど、E T F、株価全体の総合指数に對して価格への影響があった場合、金融庁はどう考えるか、教えてください。

○政府参考人(池田唯一君) 御質問が今回のフェア・ディスクロージャー・ルールに關してということで仮にいたしますと、今回のルールに關しては有価証券を発行する者にこうしたルールが適用されますので、必ずしも日銀はそうした者に当たらないということ、またマスコミもそもそも対象には当たらないということで、本ルールの適用は受けられないことになろうかと思ひます。

今回のフェア・ディスクロージャー・ルールということと離れて金融商品取引法全般ということとですと、これは仮定の御質問ということになってまいりますのでなかなかお答えは難しいのですが、金融商品取引法では不正取引の禁止ですとか風説の流布あるいは相場操縦の禁止など、こうしたものは何人にも適用される規定で、行為者について限定はございませんので、論理的には全ての方に適用されるということがあり得ることだと思ひます。

ただ、いづれにしましても、日本銀行の役職員の方には職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないという秘密保持義務が課されておりますので、この義務を徹底するということがまず本則ではないかというふうに考えているところでございます。

○藤末健三君 是非、ディスクロージャーの話は徹底していただきたいと思ひますし、あと私は、個人的な意見を申し上げますと、四半期ごとの決算の情報開示はもう要らないと思ひます。企業の負担が大きいですし、新技術とか人事とかも

非常に曖昧な情報を開示しなきゃいけないということで相当な負担を掛けていると思ひますので、それだけは申し上げます。

また、日米の投資信託の手数料の違いについて質問しようと思ひましたが、資料だけちよつと御説明したいと思ひます。

私がお配りした資料の株式取引の変化の下に規模の大きい投資信託の日米比較というのがございしますが、これを見ていただきますと、何を申し上げたいかというと、真ん中に販売手数料というのがございまして、日本は三・二%、アメリカは〇・五九%ということございまして、日本の投資信託、非常に手数料が高いと。まあいろいろ理由はありますけれど、高いです、はっきり言つて、結論から言つと、これを下げる努力を金融庁はやつてくださいます。きちんとリスクマネーが回るようにしてほしいということをお願いしまして、これはもう質問を終わらせていただきます。

続きまして、海外投資案件等の会計の問題をさせていただきます。東芝とか、今、日本郵政などの海外の投資案件につきましていろいろな会計上の問題があるわけですが、特にのれん代の問題がございまして、

裏のページ、ちよつと御覧になつていただいてよろしいでしょうか。のれんの計上と損失計上のイメージということでございまして。これは何かと申しますと、郵政がツールを買ったときに、左側にございまして、企業価値の評価ということと書いてございまして、このときに七十九億豪ドルで買ったわけですが、実際の試算が右側にございまして、二十六億豪ドルである。その差額がのれん代ということで計上される。して、大体一般的には二十年掛けて償却されるといふことですが、今回は一括で償却し、のれん代を損失に回したということでございます。

こののれん代の問題ですが、国際ルールに適用しているかどうかということもありますけれど、金融庁にはもうお聞きませんが、この会計

の問題、例えばIFRSとかSECの会計、日本の会計と、いろいろな会計がございまして、そして会計基準が三つある。そしてまた、ガバナンス、企業の会計ガバナンスも委員会設置、監視委員会設置、監査と三つありまして、この三つと三つ掛け合わせると九つになつてしまふ、非常に複雑になつていふのではないかといいことございします。

ちなみに、郵政がツールを買うとき、このツールはのれん代を中心とする無形資産が約十七億豪ドル当時あったということでございまして、非常に会計の不透明になつていふのではないかといいふうに思つております。特に、のれんの処理については一括と定期処理ということでダブルスタンダードになつていまして、今回の郵政はこのダブルスタンダードを使つたことになるということでございます。

私が御質問したいのは、これは財務省、あと日本郵政に、あと総務省にもお聞きしたいんですが、この郵政のツールの投資損失、四千億ぐらいということですが、株主に對しても非常に大きな影響を与えていると思ひます。

株主は国であり財務省ということでございますが、今、郵政は半官半民の状況にありまして、民間だから役所の規制は受けませんよというところ、一方で株主は八割が政府でございまして、株主のチェックも受けにくいということで、ガバナンス機能が十分に發揮できていないのではないかといいことを考えるわけですが、実際にこの郵便会社の方々、実際に郵便を配達される方々、局で働く方々に話を聞きますと、自分たちにはいろんな規制が掛かると、ガバナンスの様々な細かい。ところが、経営にガバナンス掛かつていないんじゃないかというところをおっしゃる方もおられますが、その点につきまして、財務省、総務省、そして日本郵政のお考えをお聞かせください。短くお願いします。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

日本郵政のトール社の減損処理は日本郵政の経営判断で行われたものと承知してございます。

日本郵政は、法律に基づいて総務大臣が適切に監督を行っているところでございますが、また、会社法に基づき株式会社でありますので既に上場もしてございます。市場により日々評価を受けるとともに、株主総会なども通じまして株主による経営のチェックも受けてございます。

株主としての財務省といたしましては、日本郵政がトール社の今回の経営改善策も含め企業価値を向上させていくとともに、市場関係者に対しトール社の改善策あるいは配当方針などについてしっかりと説明を行うことが重要と考えてございまして、そうした点を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○政府参考人(安藤英作君) お答え申し上げます。

今回のトール社の買収につきましては、関係法令に基づきまして、適切な手続により経営判断がなされたものと私も承知してございます。

御指摘のガバナンスの強化ということにつきましては、総務省におきましても、日本郵政及び日本郵便のガバナンスが強化されるように、毎年度の事業計画の認可の際に要請を行っているというところでございます。両社におきましては、これを踏まえましてしっかりと取り組んでいただきたいと考えてございます。

○参考人(諫山親君) お答え申し上げます。

トール社の買収につきましては、日本郵便及び日本郵政の経営判断として行ったものでござい

ます。その判断に当たりましては、会計その他の専門家の助言を踏まえまして、デューデリジェンスを実施するなどの検討を行いまして、日本郵便及び日本郵政両社におきまして、取締役会の全会一致の決議を経た上で買収契約を締結したものでございます。

このため、意思決定に係るプロセスは適切だったと認識しておりますけれども、しかしながら、

今から振り返りますと、買収当初の分析が甘く、当時見られておりました資源価格の下落傾向、これをその後の急速な経営環境の悪化につながるリスク要因としてきちっと把握することができていなかったということございまして、重く受け止めているところでございます。

今後、株主、関係者の皆様からの信頼回復、これが果たせるようにトール社の業績回復に努めてまいります。

○藤末健三君 諫山常務にお聞きしたいんですが、私はこの現場の声を代弁者と思ってお聞きいただきたいんですが、二〇一〇年に日本通運のペリカン便というMアンドAがあったじゃないですか。そして、結局大きな赤字が生まれて何が起きたかという、働く方々のボーナスが削減されたという状況じゃないですか。皆さんすごく心配しているんですよ。四千億円もお金が損失があつて、また自分たちの給与が削減されるんじゃないかというおそれがあるということを心配ちよつとしていらっしゃる方おられて、多分、ここで言えることは限られていると思いますが、その不安に対する答えが欲しいということ。

そして、もう一つありますのは、この四千億円の資金は、私は、やはり働く方々の待遇改善、若しくは、例えば局ネットワーク、あと配達のいろんなシステムに対する投資をすべきだったと思ひます、はつきり申し上げて、私は実際書いていますもの、そういうことを。国会でもたしか申し上げたはずですよ。その点についてどのようにお考えですか。

私は、このデューデリをやった会社、知っていますよ。責任問わないんですか、これだけの問題を起こすようなデューデリをやった、企業評価をやった専門の会社があるわけじゃないですか。そこに責任は問わないんですか。いかがですか、教えてください。

○参考人(諫山親君) お答え申し上げます。

まず、社員に対する御説明ということでございますけれども、今回の減損損失の計上でございます

すが、日本郵政グループのキャッシュフローに影響はございません。利益剰余金も十分あるということでございますので、日本郵政グループの財務体質は揺らいでおりません。このため、日本郵便のサービス提供に支障はございませんし、日本郵政グループの社員の雇用、処遇にも影響を与えるものではないと思ひます。

また、今回の処理でございますけれども、トールに係る負の遺産を一掃するという大きな意味もあるものと認識しておりますので、今後の業績回復に努めてまいりたいと思ひますけれども、日本郵政グループの社員に對しましては、こういった点につきましてはちゃんと説明してまいりたいというふうに考えております。

それから、日本郵便も含めた成長戦略でございますけれども、もちろん郵便局ネットワークを通じて三事業を一体的に提供していくというのが非常に重要な使命であるということは承知しておりますけれども、やはり事業体としては、成長戦略を描いていく、それがひいてはユニバーサルサービス提供の確保にも資するという観点もございまして、こういった観点から、トール社をプラットフォーム企業とする今後の国際物流事業展開につきましても引き続き対応していきたいというふうに考えておりますし、しっかりと対応していけるかというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、これは金融庁にはちよつと申し上げたいんですが、先ほど申し上げたように、会計基準が幾つかあるという話でございますし、あと、その中でものれん代の償却の基準が違ふということについては、私はやっぱり国際的な整合性を取つていた方がいいというのが一つ、なぜかと申しますと、これから日本企業の国際的なMアンドAはもっと進むと思うんですね。

もう一つお願いがありますのは、この企業価値の評価をやった会社を責めるわけじゃないですけど、企業価値の評価をする専門の日本の金融機関が足りないと思ひます、はつきり言つて、東芝も含めて、今回のこの郵政も含めて、こんなめ

ちゃくちゃな評価、ないですよ。素人でも分かるもの、本当に。それを許してしまつた専門の会社が、止めなきゃいけないところが止めることができなかった。私は、この海外とのMアンドAなどを安定して行うためにも、是非今回の問題、反省を生かして金融庁としての対応をやつていただきたいことをここでお願いさせていただきたいと思ひます。

私は、やはり過去のいろいろな問題を問題だと言っただけでは駄目だと思つておりまして、一応資料の裏側の、今後の事業展開とガバナンスの徹底ということで郵政が発表された資料を付けさせていただきましたけれども、是非、郵政グループにおかれましては、企業価値を上げ、そしてまた、その企業価値を上げることが国民の資産を上げることになりますので、頑張つていただきたいと思ひます。

一方で、この郵政の企業価値につきましては、改正郵政民営化法の七条に、郵政の公益性、地域性を発揮するために国は支援を行わなければならないというふうに書いてございますし、また、附帯決議においても郵便や金融のユニバーサルサービスの義務を郵便会社やこの郵政会社に課してありますので、それに対する政府の支援が必要であるというふうに書かせていただきましたが、この郵政の企業価値を上げるためにも取組をやつていただきたいと思ひますけれども、政府の考え方、財務省、総務省の考え方、簡単に教えてください、お願いいたします。

○政府参考人(佐川宣寿君) 株主としての財務省としては、日本郵政が企業価値を向上させていくことが重要でございますので、郵政との対話を通じて、企業価値、株式価値の向上を求めてまいりたいと思ひますし、ユニバーサルサービスにつきましては、また総務省の方においてきちんと検討を深めていただけるというふうに考えてございます。

○政府参考人(安藤英作君) お答え申し上げます。

郵政民営化法七条の二におきまして、日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービス提供の責務が定められているとともに、同法の七条三におきまして、その責務の確保が図られるよう政府が必要なる措置を講ずることを規定しているというところでございます。

この七条の二が基本ということになろうと存じますが、私どもも必要な措置を講ずるということにしっかりと対応してまいりたいというふうな考えでございます。

この点につきましては、現在ユニバーサルサービスがきちっと適切に提供されているというふうな考えでございますが、さらに、中長期的な観点から、現在、郵便のユニバーサルサービスに関する検討会におきまして日本郵便からユニバーサルサービスの提供に係ります課題やあるいは要望等をしっかりと聞いてございまして、事務負担の軽減等に資する省令改正などをこの三月に行つてございまして。

さらに、平成二十九年年度与党税制改正大綱におきまして、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保の観点から経営基盤の強化のために必要な措置の実現に向けた検討ということが記載されてございまして、日本郵政グループ等の関係機関と連携しながら、引き続き必要な措置につきまして検討してまいりたいと考えてございまして。

○藤末健三君 是非この郵政の問題はきちんと、働く現場の方々が動揺しないように政府もそして会社もきちんとやっていたきたいというのがまず一つございまして。政府は是非支援するということを明確にやっていたきたいです、実際に、検討だけではなく。

そしてまた、この金商法におきましては、これは是非、池田局長にお願いしたいのは、繰り返してございまして、国際的な競争ですから、もう完全に。ですから、国際的なイコールフットディングを徹底的にやつてほしいです。そして、そのために何かあるかというところ、制度をつくり、もう一つ必要なことは、完全にコンピューターシステムの

戦いである、これ。私の感覚ではもう今完全に負けていますよ、日本のシステムは。ですから、是非、金融庁にこのシステムの専門家を連れていただいて、そして新しいシステムを見て、規制をつくり、そして日本の新しい金融サービス、国際的に戦える金融サービスをつくることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○徳茂雅之君 自由民主党の徳茂雅之です。質問の機会を頂戴し、大変ありがとうございます。質問の機会を頂戴し、大変ありがとうございます。

私も、法案に関する質疑の前に、商工中金の問題について若干質問させていただきたいと思っております。

冒頭、大塚先生それから古賀先生の方からも質問もあり、またあさつての一般質疑でもこの場で審議されるということでございまして。是非とも、原因究明あるいは責任の所在、再発防止、本当に、政府だけではなくて、国会も含めてしっかりと議論すべきだろうと、このように感じております。

その中で、やはり中小企業金融の役割について改めて再認識する必要があるんじゃないかなと、このように思います。私自身、昨年十月のこの委員会の場でも、中小企業の役割、企業数でいえば九九％、従業員でいっても約七割を占める、まさに日本の経済あるいは雇用の大柱を占めるこの役割は極めて大きいと、その中で中小企業金融機関、地域金融機関の役割というのはまさに重要であるという話を申し上げました。

従来の担保あるいは保証に依存した金融から、事業性をしっかりと評価をし、寄り添って、まさに企業、中小企業と一体となつてやっていく、この役割を伸ばしていただきたい。麻生大臣からも、金融庁は金融処分行から金融育成庁を目指していくんだという強い決意もいただいたところであります。

ある意味、今回の商工中金の問題が、これまでの金融庁が目指そうとしている新しい役割に対して水を掛けることのないように、是非とも、個別

の問題についてはしっかりと原因究明をする、再発防止をする、しかし、金融の行政の在り方については、これまでのとおり、しっかりと目指していただきたい、このように思います。

今日は遠藤局長も来ていただきましたので、今回の商工中金の問題について今後金融庁としてどう取り組むのか、御説明の方をお願いしたいというふうな思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

今回の商工中金におきましてこのような不正行為が行われたことは極めて遺憾であるというふうな考えでございます。御指摘のとおり、経済産業省、財務省、金融庁、この三省庁連名で五月九日に商工中金に対して業務改善命令を発出したいたしました。

今般のこの業務改善命令では、危機対応業務の重要性に鑑みまして、三省庁で現時点で把握している問題点について当面直ちに必要な再発防止策の実施を命じるとともに、商工中金において調査未実施の危機対応貸付全体の調査を継続して、その調査結果と第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在あるいはその根本原因を特定することを求めています。また、業務改善命令では、特定された根本原因などを踏まえまして、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備、強化などに関し、新たな行政対応を検討することも申し添えております。

加えて、業務改善命令と同じ日、五月九日でございますけれども、三省庁共同で立入検査の実施を通知しております。

金融庁といたしましては、財務省、経産省と協働いたしました。この立入検査を通じて、本件の実態把握、それから商工中金においてまさに先生御指摘のようなこの中小企業金融というものがどういう形でその態勢を整えて行われていたのかということについて、その実態を、努めてまいりまして、以上でございます。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。それでは、金融商品取引法について質問申し上げますが、今日、午前、午後に分かれていますので、午前中は一般的な質問をさせていただきます。

金商法が成立しては十年がたちます。金商法ができた当時の金融庁作成の資料をちょっと読ませていただきます。その中で、我が国の金融資本市場は、その当時ですけれども、大きく変貌して変わつたところという、三つの課題を抱えているというような御説明の資料がありました。

一点目が、利用者の視点から、利用者保護ルールを整備して安心して投資を行える環境を整備する。二点目が、市場の観点から、家計金融資産が預貯金に偏っており、貯蓄から投資へシフトさせるため市場の信頼を回復させる必要がある。三點目が、国際化の観点から、国際市場として我が国市場の魅力が高める必要がある。

これ、十年たつて見てみても、依然として我が国のある意味金融市場の課題、全然変わっていないと、このような感じがいたします。特に、二点目申し上げました市場の観点から貯蓄から投資へと、ずっとこの十年間掛け声を掛けてきています中で、私も先日の委員会でも御指摘申し上げたとおり、我が国の個人金融資産、これの五二％が相変わらず預貯金に偏っていると、これは十年前も全く同じ数字であります。

これほどまでに、政府も、あるいは民間金融機関も含めて、業界も挙げて取り組んできている中で、この部分が変わってきていないということでありまして、この点についてどのように金融庁として分析されているのか、御説明いただきたいと思っております。

○大臣政務官(武村展英君) お答えいたします。日本の家計金融資産は、その過半が現預金であります。米国等と比べ株式や投資信託の保有割合は低くなっております。日本の家計金融資産の伸びは依然として低い水準にとどまっている状況にございます。

そういった中で、リスク性資産の保有に積極的であるというふうに見られている米国でも、かつては家計の株式や投資信託の保有比率は日本と同程度にとどまっていたところでありました。そういった中で、米国におきましては、家計の資産形成を支援する様々な政策的な対応を通じて、現在のような姿を実現してきたものと考えております。

日本におきましても、政策的な対応を通じて、家計の安定的な資産形成を後押ししていくことが重要であると考えております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。

いろいろ、この十年間、金融庁としても取り組んでこられたんだろうというふうに思っています。

私自身、日本で、我が国で家計が安全資産を志向するという背景というのは、恐らく、これまでの多くの投資経験をjする中で、その成功体験がやっぱり実感できていなかったということがあろうと思います。その中でずっとデフレが続く、現金を持っていたても、預金を持っていたても目減りしないんだと、投資に向かわせるそういう意欲、そのインセンティブが働かない、そういう固定観念がもう国民の間に浸透し切っているんじゃないかなというふうに思っております。

二〇一二年十二月に始まったアベノミクス景気、これ、バブルを超えて戦後三番目の長い景気回復期だというふう言われています。失業率も完全雇用に近い三%程度まで低下してきています。企業の収益も本当にまだかつてないぐらいに大きな収益を生んできています。これほどまでに景気は着実に回復する中で、まだまだそのメリットが家計、個人に行き渡っていないことが問題だろう、その問題の一つが個人の金融資産が預貯金等安全資産に向かっていることなんだろう、このように感じております。

所得税法改正の際にも質問させていただきまして、積立NISA、これについては長期、分散、積立て、まさに個人が将来に備えるために最もふさわしい投資手段だろうと、このように思っております。当局としても、その際もしっかりと取り組んでいきたいという御答弁をいただきました。たまたまゴールデンウィーク前に日経新聞を拝見いたしましたところ、よく分かりませんけれども、当局と証券業界との間で、特に手数料の関係で若干隙間風が吹いているというような表現の記事が出ておりました。来年一月いよいよスタートするということで、業界も含めていろんな面でその準備、品ぞろえも含めて準備をしている最中だというふうな思案中で、是非とも、金融庁当局としては業界としっかりと対話をいただけてやっていただきたいて、このように思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○大臣政務官(武村展英君)　金融庁におきましては、平成二十九年年度税制改正関係法の成立を踏まえまして、本年三月末、積立NISAの対象商品の具体的な要件を定める告示を公布したところでございます。その後、この告示の内容や積立NISAの趣旨につきまして、業界を含め幅広く周知や説明を行ってきているところでございます。今後とも、告示の内容に関するQ&Aの作成や御指摘のような業界との対話も含めまして、関係業界におきまして長期、積立て、分散投資に適した顧客本位の投資信託が適切に提供されるよう取組を進めていきたいと考えております。

あわせて、幅広い家計におきまして積立NISAが利用され、長期、積立て、分散投資を通じて安定的な資産形成が実現されるよう、制度の周知、広報にも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。是非ともしっかりと取り組みいただきたい、このように思います。次に、企業の内部統制について、せっかくの機会にちょっと伺いたいというふうに思います。

二〇〇六年に会社法が制定され、金商法の中でも、先ほどありました四半期開示であります

か、あるいは内部統制報告書の提出、監査法人等のチェック、こういったいろんな内部統制に関わる規定が整備されたわけでありました。私自身、実はそのとき日本郵政公社に就任しまして、民営化の準備の仕事をしており、会社法への対応ということとでいろんなチェックリストを作った検討したなというのをちよつと思ひ出すわけでありました。

内部統制システム、これがしっかりと軌道に乗って十年たつ中で、先ほどありましたとおり、例えばオリンパスの問題でありますとか、今日は各紙新聞一面、トップ記事は東芝の記事であります、その中で、この二〇一七年三月期の決算について監査法人のコメントといいますが、あれが出ないというような記事も出ておりました。こういった中で、しっかりと内部統制システムの導入を図ってきたにもかかわらず、依然としていろんな上場あるいは大企業が、こういった会計も含めた不祥事が起こることとありますけれども、これについてはどのような背景があるのかと分析されているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○政府参考人(池田唯一君)　お答え申し上げます。内部統制につきましては、企業の不祥事が相次いで明るみに来たということを受けて、御指摘のとおり、平成十七年に会社法、それから平成十八年に金融商品取引法において、企業に対して適正な内部統制の取組を求めることとされました。そして、内部統制への取組は企業活動が適正に行われていく上で不可欠なものであつて、多くの上場企業等において内部統制の強化に向けた取組が行われてきたものと承知しております。

その一方で、御指摘のとおり、その後も上場企業等をめぐり不正事案が発生していることは事実でございます。オリンパスあるいは東芝など、最近の不正事案におけますそれぞれの第三者委員会の報告書などにおきましては、経営トップ等の適正な財務報告に対する意識の欠如ですとか、あるいは取締役会、監査役会が経営者に対する適切な

な牽制機能を果たしていなかったことなどが指摘されておまして、そうしたことから内部統制が実効的に機能していなかったというような分析がされているものと承知しております。

○徳茂雅之君　ありがとうございます。

こういう不祥事については、当然個々の企業の問題ということもあるわけでありすけれども、一方で、やはり監査法人、会計監査人側の問題、課題もあるのかというふうに思います。

金融庁では、監査法人のガバナンスの確立に向けて検討会を開催し、昨年度末、三月に監査法人のガバナンス・コード、これを公表、取りまとめられたと承知しています。改めて、この検討会を開催した背景とその概要について御説明いただきたいというふうに思います。

○政府参考人(池田唯一君)　この懇談会は、昨今、不正会計事案などが発生し、それを契機として会計監査の信頼に対して疑問を呈する指摘があると。そうした中で、金融庁として今後の会計監査の在り方を考えていく上で御意見を頂戴するというところで会計監査の在り方に関する懇談会というものを設置し、御意見をいただいたところでございます。

その懇談会におきまして、会計監査の品質を確保するためには、やはり監査法人が監査法人組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる、そういうことが重要であると。そして、具体的には、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきであるという提言をいただいたところでございます。

こうした提言を受けて、この三月三十一日にガバナンス・コードを策定、公表をさせていただきましたところでございますが、そこでは、監査法人のトップがリーダーシップを発揮すること、あるいは監査法人の監督、評価機関などの機能の強化を図るなど、監査法人組織の運営の原則が示されているところでございます。

私どもとしては、こうしたコードを踏まえて、大手監査法人を始めとする各監査法人がその公共

的な役割を認識して実効的な組織運営を実現すべく改革が進められていく、その結果、会計監査の品質が確保されるということを期待しているところでございます。私どもとしてもその状況を今後しっかりとモニタリングしていきたいと考えているところであります。

○徳茂雅之君 どうもありがとうございます。

こういった内部統制システムについて、行政も含めてしっかりと取り組む中で不正が相次ぐということになれば、よくありがちなのが、やはり更に規制を強化していくというような方向になっていくことを恐れるわけでもあります。幾ら内部統制システムを完璧なものにしても、悪意がある経営者、経営者が悪意を持っていればそれを防げないんじゃないかというような話もありますし、例えば、従来からの日本的な、先ほどちよつとありましたが、日本的なむしろ経営の良さが失われるんじゃないかという意見を言われる方もいらっしゃると思います。先ほど藤末先生からありましたけれども、例えば四半期決算の開示とか、いろんな面で内部統制を構築するためのコストも掛かるんじゃないかということをおっしゃる方もおられます。

そういった意見がある中で、この内部統制システムについてやはりしっかりと取り組んでいくべきだと、このように私は思うわけでありますけれども、金融庁としてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○政府参考人(池田唯二君) 御指摘をいただきました幾つかの点で、例えば内部統制と経営者の姿勢の関係につきましては、確かに内部統制を機能させていく上では経営者が高いモラルを有しているということがまずもって重要だということでございます。このためには、内部統制システムの構築ということと併せて、コーポレートガバナンスの充実など総合的な取組が必要なんだろうというふうに考えているところでございます。

また、日本の経営との関係についても少しは指摘があるところでございますが、日本の企業に

おいても、しっかりとした経営を行っておられる企業では従来から適切な内部統制システムが構築されてきていると考えておりまして、内部統制というのは必ずしも専ら欧米的なものとして捉えることは適切でないと考えているところでございます。

コストとの関係につきましては、内部統制の整備は、企業全体のリスクを把握した上で真にリスクが存在する部分に効果的な対応を行っていくことが重要だと考えておりますので、コストとの両立は十分に図っていくことが可能であると、私どもも考えておるところでございます。

○徳茂雅之君 どうもありがとうございます。

もう時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。残余の質問につきましては午後というにさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(藤川政人君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、金融商品取引法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○徳茂雅之君 じゃ、法案について伺います。

まず、アルゴリズムによる高速取引について、いわゆるHFTについて伺います。

HFT業者、これはアルゴリズムに基づいてより速くより大量に取引を行うということで、言ってみれば、市場にとつてみれば、取引が増える、その厚みが増す、流動性が高まるというある意味メリットというか、そういう点があります。一方で、短期に大量に売買を行うということからいえば、企業の例えば中長期的な発展、成長、こういったものに対する投資にはなかなかつながって

いないなど、むしろ、こつこつとそういったさを抜いて、それを積み上げることによって利益を上げていくということでもあります。いわゆる裁定取引でありますけれども、必ずしも別に裁定取引が悪いというわけではありませんが、アービトラージ、裁定というのは本来、価格差、それに着目してそれを埋めるというある意味資源配分機能も有するわけでありまして、決して悪いわけではないわけでもあります。

しかしながら、ほかの一般の市場参加者からすれば、ある意味、より速くより大量に、しかも、先ほどコロケーションという話がありましたけれども、取引所の中、近くにそういうシステムを置くと、何かちよつと不公平じゃないかな、不正じゃないかなというふうにも思えるところもあるんじゃないかというふうに思います。それから、高速に大量に取引を行うことから、万一その取引業者のシステムが破綻をしたり、おかしいことになつてしまつた、トラブルになつた場合に市場に与える悪影響、副作用というのもあるかと思えます。

こういう観点から、今回、金商法によつてHFT業者、登録制度にするというのは、ある意味妥当な望ましい改正だというふうに考えますけれども、このことによつて取引の安全性、安定性が本来に確保されるのか、リスクは解消されるのかという点について金融庁に伺います。

○政府参考人(池田唯二君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘がありましたように、高速取引については、市場の安定性とか公正性の観点から懸念も指摘されているところでございます。また、米国では、実際に市場の混乱に高速取引が関わつていたとされる事例も報告されているところでございます。

我が国ではこれまで、取引所におきましては、市場の安定性、公正性を確保する観点からは各種の取組が行われてきているところでございま

して、例えば価格急変時に取引を一時中断するサーキットブレーカー制度ですとか、一日の値動きの幅を一定限度までとする制限値幅などの制度が導入されておりますし、さらに、市場に混乱を来す注文を排除するという観点から、例えば誤つた発注が起きた場合に一度成立した売買を取り消すことができる誤発注取消しルールの導入ですとか、あるいは、証券会社に対してはシステム管理体制の整備や顧客注文の審査といったことを求めているところでございます。

これに加えて、今回の法律案では、高速取引を行う者自体に対しての登録制を導入して取引システムの適切な管理、運営を求めていくということを考えておるわけでございますが、金融庁としては、こうした取組を全体として行うことで市場の公正性、透明性、安定性の確保を図っていきたいと考えているところでございます。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。

個人投資家が、やはりしっかりと投資に向かわせる、こういう業者に戦つても勝ち目がないねと思われないように、是非ともこの法案成立の暁にはこの制度の適正な運用に努めていただきたい、このように思います。

続いて、金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化について伺いたいと思います。

そもそも取引所というのは、取引の公正さあるいは透明性を確保するという観点で極めて公共性の高い役割を担っております。そして、その業務は更に常に安定的に運営されなければいけないということでもあります。そのために、恐らく取引所の業務というものは制度上もいろんな面での限定を受けてきたんだろうというふうに思います。

しかしながら、先ほどフィンテックの話もありました。取引所取引においてもそういったもののへの対応、あるいは国際的なプレゼンス、日本のプレゼンスを考えても、取引所の業務規制については、徐々に緩和をして、より効率的により幅広い業務が行えるようにすべきだろうというふうに思います。その観点からは今回の改正についても非

常に妥当なものだと、このように思います。

しかしながら、取引所につきましては、元々、東証、大証と合併をして、JPX、日本取引所グループができたということで、実はJPXが取引所に占める取引の割合というのは九割以上を占めています。当初、私的な取引システム、いわゆるPTSの取引、これ八社あったわけでありまして、今は縮小されて二社しかないというところで、ある意味JPXの市場の寡占状況、独占状況に近いことになっております。そういう面では、取引所取引と取引所外取引の間の公正な取引というんですか、公正な競争ということもある意味求められるんじゃないかなというふうに思っております。

その観点で、取引所外取引でありますPTSの取引、これについても充実、取組を図っていくべきじゃないかと考えますけれども、この点についてはどのように考えようでしょうか。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

私設取引システム、御指摘のありましたPTSの制度は、平成十年に取引所外取引が解禁されました、それとともに市場間競争を促進する観点から導入されたものでございまして、これまでのところ、それを行う会社数が減少しているという御指摘もありましたけれども、利用者のニーズに合った取引手法の提供といった面では一定程度の効果が認められるとの指摘もあるものと承知をしております。

このPTSに関しましては、現状、信用取引が認められていないことがございまして、この信用取引を認めるべきであるという議論がある、と承知をしております。この点につきましては、今般の金融審議会の審議において議論、検討が行われて、例えば、PTSを提供する業者等が実質的な資金、株券の提供者にならない、あるいは、自主規制機関がPTSの取引についても一定の自主規制機能を発揮するなどの適切なスキームが構築された場合には、PTSにおける信用取引

を認めることも考えられるのではないかと、いった整理が行われたところでございます。

金融庁としましては、必ずしもPTSの取引シェアの拡大を目指しているというわけではございませんが、御指摘のありましたように、取引所と取引所外取引を担うPTSとの間で適切な競争が図られていくということは重要な点であると考えております。そうしたことを通じて、市場のインベーション、利用者の利便向上、同時に、市場の公正性確保が図られていくことを確保していきたいと考えているところでございます。

○徳茂雅之君 どうもありがとうございます。

個人投資家を含め、投資家が安心して取引ができるように、ある意味幅広い選択肢で取引ができるようにということで、今回の改正が取引全体の健全な発展につながるようにお取り組みいただきたい、このように思います。

最後に、上場企業による公平な情報開示、いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルールについて伺います。

本ルールにつきましては、未公表の重要情報をアナリスト等に提供した場合に他の投資家に対しても情報を提供するというもので、諸外国でもルールの導入等が行われているというふうに承知しております。

本来、他人より少しでも早く情報を入手してそれで利益を上げると、そういった短期的な視点ではなくて、やはり中長期的な視点に立つて、本来の意味での投資の拡大、これにつながっていくことが私は重要だろうと、このように思います。その面では、ルールの運用に当たっては、公表の対象となる情報の範囲、それと実際に担保する措置、これが重要だろうというふうに思っています。

法案の中では、投資判断に影響を及ぼす重要な情報という定義があります。しかし、その内容については、かなり多様といえます。千差万別でありまして、余りその対象を広げ過ぎると、企業と投資家の間の言ってみれば建設的な対話について、萎縮、水を掛けることにもなりかねない、

限定すれば逆に制度の実効性が上がらないというところであります。

ということで、今回の公表の対象となる情報の範囲、これをどのように考えておられるのか、それから、公表すべきであるけれども公表しなかった場合における担保措置、これについて特にインサイダー情報との関係で御説明をいただきたい、このように思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

まず、重要な情報の範囲についてでございますけれども、これにつきましては、御指摘のありましたようなフェア・ディスクロージャー・ルールの趣旨も踏まえまして、インサイダー取引規制の対象となる情報に加えまして、決算情報など未公表の確定的な情報であつて、公表されれば有価証券の価格に重要な影響を及ぼす蓋然性があるもの、そうしたものは含めて考えていくことが適切であると考えているところでございます。

また、上場企業が公表すべき情報を公表しなかった場合の対応ということですが、これについては、まずは上場会社に情報の速やかな公表を促して、これに適切な対応が取られなければ行政的に指示、命令を行い、それでも正当な理由なくその命令に従わない、そうした場合にのみ罰則の対象とするということを想定しているところでございます。

インサイダー取引規制の場合は、その違反に対しては直接罰則や課徴金が課されておりますが、このフェア・ディスクロージャー・ルールについては、先ほど申しましたように、行政的な対応を基本として対応することにより、上場会社による積極的な情報開示の萎縮にならないように留意していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。

そういう面では、金融庁当局の役割というのが極めて重要だというふうに思います。以上、今回の金商法の改正につきましては、い

ずれも貯蓄から投資への流れをつくる、個人投資家が投資に向かわせていくための重要な改正だというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、この改正が行われた際には是非金融庁当局の適正な運用に努めていただきたい、このように思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○松川るい君 ありがとうございます。大阪選出の自由民主党、松川るいでございます。

今日は、金商法改正に関して質問の機会をいただきました。誠にありがとうございます。金商法について御質問させていただく前に、少し日本経済について質疑させていただければ有り難く存じます。

お手元の配付資料、やたらとたくさんグラフが詰め込まれていてちよつと見にくくて誠に恐縮なんですけれども、私の是非お伺いしたいと思うのは、まず、アベノミクスのおかげでこの日本社会の心理的な経済に関する心理というのは非常に明るくなりましたし、実際、今日の委員会でも御指摘ありましたけれども、イザナミを超える戦後最長の景気回復ということになっております。数字上は、ただ、非常にそれが緩やかであつて、余り一般の国民生活に実感されるところまでは行っていないと。

この失われた二十年というのを改めて私、数字で見てもよと思つてみたのが、この資料一の図なんです。そこで、名目GDPの国際比較をしますと、これは我々知っているわけですが、改めて図で見ると、本当に日本が横ばいである二十年來ている中で、ドイツやアメリカ、ユーロ圏、英国含めて一・五倍から二倍の拡大を、名目でですね、拡大をしてきたんだなと。実質で見ても日本が一番低迷をしたままでありまして、同じ先進国であつてもユーロやアメリカというのは上にあつて、新興国はもっと上ですと。各国のまた潜在成長率、OECD推計の右上のグラフを見ていただいても、これが、アベノミクスしっかり進展しているにもかかわらず、低いままであるという

それは二十年続いたデフレ不況から脱却していきこうということをやっているわけです。

それで、金融緩和がもう限界ではないかというお話もあつたんですけれども、もとより金融緩和だけで全て解決しようということをやっているわけではないわけでありまして、デフレも、もはやデフレではないという状況はつくり出すことに成功しておりますけれど、経済は生き物であること、消費税の増税もあつたかもしれないし、去年、一年間、グローバルにいろいろリスクが顕在化しかつたと、こういうこともありまうので、少し予定どおりかどうかということについてはあるかもしれないけれども、基本的には緩和的な金融状態の上で機動的な財政政策を打ったり構造政策を打っていくということによって、総合的に政策の効果を発揮していこうというパッケージになつていくわけでありまして、これまでもデフレマインドの払拭という意味で金融緩和は相応の効果も果たしてきていると思ひますけれども、まだデフレから完全に脱却したと言える状況まで至っていないことを考えると、もう金融緩和が効果を発揮しないというわけではなくて、そういう状況に至るまでしっかりと粘り強く緩和的な金融環境を維持をしていくということが必要だということ、これは日銀が言っていることだと思ひますけれども、私もそう思ひますので引用しているわけですが、ということなんだと思ひます。

その上で申し上げますと、公共投資が重要なものではないかと、こういうお話なんですけれども、日本の状況が緊縮財政かと言われると、これだけ毎年まだ赤字を抱えているながらも一生懸命機動的な財政出動をしていると、補正などもかなり大幅に積んでいるということを考えたときに、緊縮財政とは私は言えないんじゃないかなというふうに思っているわけですが、恐らく更に積極的なやれというものが例えば自民党の西田委員なんかの御意見であることはよく承知をしているわけでありまうけれども。

よく考えなければいけないのは、公共投資といつたときに、要するに、政府が投資をするときにどの分野に投資しても本当に効果は一緒なんですかということ、そんなことはないだろうというふうに思ふわけでありまして、特に社会資本については、これはOECDの分析であるわけですが、これも、ちょうど先日、五月十日の財政等審議会においても財務省からお示しした資料の中で触れているわけでありまうけれども、要するに、社会資本の蓄積がどんどん進んでいくと投資効率がずっと低減していくということが、これはいろいろな国の状況を分析したときに見られますね。日本の場合にはかなり社会資本の蓄積がもう進んだ状況に入っているもので、傾向値としてはひよつとすると、これはOECDの分析ですけれども、一単位の公共投資をしたときに、その公共投資が経済成長にマイナスにもなりかねないエリアに入っているんじゃないんですかというのがかなり難解な言い方をするとOECDの指摘するところなわけですが、その公共投資が果たしてだから経済成長につながる投資なのかということを厳密に見て、その上でどの分野にどれだけの投資をしていくかという判断がしっかりとされる必要があるんだらうというふうに思つております。

いろいろ政府の支出といつたときに、今、教育投資が大事だという方々もいらつしやいます。科学技術投資がもうこんなじゃ全然足りない、こういう方々もいらつしやいますし、公共事業と言われている分野の中で見たときに、もう本当に、例えば道路についてはBバイCということでも、そこそ参考になる指標ができていくわけですが、でも、じゃ、道路と公園のBバイCが横で並べどつちに投資すべきかとうまく比較可能な状況になつていくかという、そういうところも含めてやり方も少し精緻にしていく必要もあるんじゃないかなと私は思つていますけれども、どういふ分野にという重点化というのが一つ重要だろうというふうにも思つているところでございませう。

○松川るい君　ありがとうございます。

どういふ分野に投資していくのが大事だというのは全く私も同感でありまして、公共投資、これ以上、私もまだ勉強が進んでいないのでやる気はないんですが、ただ、今言ったOECDがどこか分かりませんが、乗数効果がマイナスじゃないかと、これ、いろんな意見があつて、わざと低く見積もっているんじゃないかという、いろいろな御指摘をする先生もいます。

私、日本のいろんな地方を、大阪が私の地元ですけれど、実際に見てみて、やはり道路とかいろいろなものが老朽化していて、六〇年代から七〇年代に我が国のまさにいろんな交通網、幹線道路から何から造つたときから五十年が経過をしていて、五十年が大体耐用年数と言われているので、補修だけではなくて、新しいものが必要になるときとか、そのサイクルの中には実は入つていくのかという気がします。アメリカが実際そのとおりで、少し前のアメリカにちよつと日本がなつてきているというところは実はあるんじゃないのかなというのが私の実は率直な今のところの感想でありまして、これはまだ研究していきたいと思ひます。

どの分野に投資をするのが大事かというところがまさに一番大事で、日本が勝ち筋になれる、結局、経済成長は一人当たりの生産性掛ける労働力、労働人口でありますので、生産性を上げるために、やはりイノベーションが起きるとか、勝ち筋の分野に多くの優秀な人が行くようになるとか、それからICTとかいろんなものが進むといつたことがもちろん必要だと思ふんです。

中で、次のページになりますが、私がまさに一番日本が投資をしなければならぬと思つていのがやはり子供でございます。これはもうこの前の委員会でも指摘させていただいたので詳細は申し上げませんが、やはり子育て、教育も含めまして、に掛けていける予算の配分が非常に日本は少ないと率直に感じます。ここが将来の人材投資という意味でも日本が掛けるべき重点分野の一つであらうかと思ひます。

また、これ、少しい兆しが出たと思つて、屋休みのテレビを見たら、文科省が大学入試センターの試験で、英語は民間の、多分TOEFLとかそういうものだと思うんですが、それを採用しますと。もうすばらしいと思ふんです。

本当に日本に必要な教育というのは、インダストリー・四・〇・五・〇となつていく中で、そこにおいて活躍できるような人材を生むような教育をしているんですかということで逆算の発想が必要でありまして、一億総活躍で女性も働こう、シニアも活躍しようということをやっていますが、さらに外国人も積極的に高度人材、それから介護、家事労働についても入れていた、だ、ということ、まあ特区ですけど、これも大変すばらしいと思ふんですけど、特に、今の逆算の発想でいくと、そもそものアジアドの国から留学生を入れていくときに、その方たちが日本の中で就職してちゃんと生産してもらえよう分野の学生さんを入れてようという発想で元々呼んでくるべきなんだと思ふんです。そういう、日本のいろんなお金の使い方の中で、最終的に日本の税収が上がるのか日本の経済成長に資するとか、そういうところを資する人材を外国から呼んでくるといふのをもうその留学生段階から考えると、いろいろなところで逆算の発想をしていくことが必要なのではないかなと思つているところであります。

これも、いびつな日本の財政とちよつと名付けましたが、人口の話はさせていただきましたが、子供がほとんど少なくなつて子供に頼らないといけないのにお金を掛けていないというのもおかしいですし、国防費も、これ前の委員会でも指摘させていただいたので、そのときに表を出す機会がなかったで入れておきました。ニュージランドよりもGDP比で日本の方が国防費に掛けてい割合が少ないという、それを言いたかつたわけでありまして、もう一つは金融資産形成であります。まさに貯蓄から投資へということであ

産形成をしていかないと、日本は一番もうけていない、この二十年でアメリカ人は金融資産を三倍にし、イギリス人は二・二七倍にし、日本はそれなのに一・五倍ということなので、まさに貯蓄から投資への流れを後押しするというのが必要かと思つていゝところでありまゝ。

済みません、今日は金商法の質問をしつかりしようと思つて準備をしてまいりましたので、まだまだこの問題意識、今回だけで、質問させていただける中で全部分かるはずもないと思つて、頭出しをさせていただきまゝ。また引き続きいろいろと御質疑させていただきたいと思ひます。

さて、金商法に、済みません、ちよつとインバウンドとFITAについてもお伺ひしたかつたんですが、時間がないので誠に申し訳ございません。

金商法についてです。今日も、先生方、各委員からいろいろと御質疑ありまして、いろいろと明らかになつてきていると思ひますが、更に金商法に関して、少し一般の国民の皆様は分かりにくい取引だと思ひますので、お伺ひしたいと思ひます。

高速取引についてはどんなもので、どういう規制を今回やるんだよということについては、概略、先ほどの御質疑で明らかになつたと思うんですが、具体的にもうちよつと踏み込んで、この高速取引をやっている主体というのは一体どういう方々なんですか。日本の証券会社なんですか、それとも海外の方が多いのか。どういった方々がHFT、この高速取引をやつていらつしやるのかについて、一般国民が分かるように御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(池田唯一君) お答えいたします。

今回の法律案では、まず高速取引を行う者につきましましては、株式等の取引を行う者についての判断をプログラムに従つて自動的に行つていゝということの一つの要件といたしまして、あわせて、コーポレーションエリアからの発注など、判断に関する情報の伝達に要する時間を短縮するための方法を用いていゝことというのをもう一つ

の要件にしておりまして、この二つの要件を満たしたときに今回の法律案の対象となる高速取引と定義をしておるところでございます。

こうした定義に当てはめて考えてみますと、現在、我が国の証券市場においてこの定義を満たす高速取引を行つていゝ者は七十程度かというふうな考へております。ただ、この七十程度の会社のうち十社程度は証券会社であると思つておりまして、したがひまして、今回の法律案によつて新たに登録を義務付けられるいわゆる投資会社は六十社程度にならうかと見込んでおるところでございます。

こうした形で新たに登録を義務付けられる投資会社の大宗は、例えばバーチュ・ファイナンシャルですとかフロートレーダーズといった名称の会社が代表的になりますけれども、既に海外でも高速取引を行つていゝ、基本的に海外の会社であると承知をしていゝところでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。

実は、だから新しく登録される方の、登録することになる業者のほとんどは海外の会社であるといふことだといふふうに今御答弁を聞いて理解いたしました。海外の会社であるといふことでありますと、一体この日本の法律をどのように登録してもらうにしても、監督、どういふことをやつていゝんですか。いろいろな監督をするにしても、これ実効性を持たせるためには、外にいゝところだけしか何も、日本の中に何もいゝんだとちよつと困つてしまふんじゃないかと思ふんですが、この実効性確保の観点でどのような工夫をされておられますか。

○政府参考人(池田唯一君) お答えいたします。

今申し上げましたように、今回の法律案で対象となる高速取引を行う者の大宗が海外の投資家であると思定されるところでありまして、規制の実効性を確保する観点から、今回の制度案では、まず外国籍を有する者が高速取引を行う場合には登録をしていただくわけですが、その登録に際して、国内における代表者あるいは代理人の設置を

要件とさせていただいております。また、高速取引を行う営業所が所在する国の当局が私ども当局と覚書を締結するなど、我が国の調査協力に応じていただける旨の保証があるといふことを求めているところでございます。

さらに、証券会社に対しては、無登録で高速取引を行う者からの取引の受託を禁止するといふこととしておりまして、これらによりまして規制の実効性を確保していゝと考へていゝところでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。

しつかりその点担保されていゝといふことで、安心いたしました。やはり私も、中長期の取引が本来株といふか取引所の主であつてほしいなと思ふ一方で、やはりこゝういゝ高速取引は現実に進んでいゝ、これができるようにしつかり、できるよにならなければならぬといふのも一方の要請だと思ひますので、そこがきちんと確保されていゝのが大事だと思ひます。

同時に、この法律採択しますと、取引所の中に開発業務とかいゝようなことをできるようにしようといふとか、そゝういゝたことも入つていゝと思ひますし、それから取引所自体の、取引所の機能に ついてのいゝようなことも書かれていゝといふことだと思ひますが、まずグループ業務範囲についてお伺ひする前に、一般人からすると、高速取引について、もうミリセカンドとかいゝてやるんだと。たくさん、この取引業が更に発展していつた場合は、サーバーがクラッシュするとか、そゝういゝ取引所のキャパシティ大丈夫なのといふことが気になります。

この点、取引所の機能が万一にも停止してしまふとか、どんな発展していゝとそゝういゝ事態に陥つたりすることはないんでしようか。

○政府参考人(池田唯一君) お答えいたします。

取引所におきましては、これまで高速取引による注文件数の増加ですとか、短時間での注文の集中などに対応できるように売買システムの整備を進めてきていゝと承知をしておりまゝ。

例えば、現在、東証の売買システムは一日の最大注文処理件数が三億二千万件となつております。これをどう見るかといふことですが、過去、注文件数が多かつた例でいゝますと、最近ですと、例えばブレイグジットに関する英国国民投票の際の注文件数が約九千万件、あるいは米国大統領選の際の注文件数が約九千三百万件、そゝういゝことに照らしても相応の処理件数ではあると考へられようかと思ひます。

いづれにしても、金融庁としましては、情報技術の進展と市場の環境の変化に取引所が適切に対応していゝよう状況をよく注視してまいりたいと考へていゝところでございます。

○松川るい君 ありがとうございます。是非そゝうにお願ひいたします。

藤末先生も先ほど御質問されていゝ、私も全くフィンテックに関して問題意識を同じくしております。

今回の高速取引に関しては、特にフィンテックに関する直接の言及とか、前文とかにも何もないとは思ふんですが、やはり今後の金融サービスの在り方だけじゃなくて、もう本当にいゝんなところまでフィンテック大きな影響を及ぼすと思ひますし、そこに我が国ができるだけ国際標準スタンダードをやつていゝけるような体制をつくることは私も大変大事だと思つていゝます。

今回、取引所グループにおいてもいゝんな機能が少し拡充されたところ、私、良かったと思つていゝんですが、取引所グループにおいてもフィンテックへの対応といゝのを今後考へていゝといふことはもう既に考へたのか、どういゝ御姿勢で臨まれるのか、教えていただけたらどういゝか。

○副大臣(越智隆雄君) 現行法上、取引所に対しては、まず市場の運営といゝ公共性の高い業務を安定的に運営させるなどの観点からの業務範囲規制が課されていゝこととあります。

その中で、今委員御指摘ありましたけれども、近年、フィンテックを活用しました革新的な金融サービス市場が急速に拡大しつゝありまして、A

Iですとかブロックチェーン技術などは今後の取引所の業務にも大きな影響を与えることが考えられているところでもあります。そのために、取引所グループにおいてもそうした技術の活用などに関する先駆的な取組が始められています。例えば、イノベーション創発の一環としてブロックチェーンの実証研究などが行われているということでもあります。

このような状況を踏まえまして、金融審議会では、取引所グループがフィンテック企業に出資して子会社化することも可能とするような提言が去年の十二月に市場ワーキング・グループで取りまとめられたということでもあります。これは現行法の運用に係る事項でありまして法改正をお願いする問題ではないんですけれども、金融庁としては、このような審議会の提言などを踏まえまして、取引所の業務の公共性を保ちつつ、フィンテックの活用などのイノベーションにも取引所がタイムリーに対応していくことができるように適切に制度を運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○松川 いろいろありがとうございます。

是非そのような問題意識で取り組んでいただきたいと思ひますし、また、フィンテックのみならず、AIとかいろいろなところもそうなんですけど、日本がトップを走っているところはいいんですが、もう官民とか民だとか学だとかいうことではなくて、日本の知恵、日本になければ外から、外国からの知恵を集めて、最終的に何を達成するかということについて一番の最短距離を走るといふ発想でやらないといけないと思ひますし、取引所にももちろん優秀な方はたくさんおられると思うんですが、ここが、どこ出身であるとか日本人であるとかいうことに関係なく優秀な人材を入れて、是非、この金融、非常に大きな分野であります。金融だけじゃなくて、仮想通貨から、仮想通貨も金融といえは金融ですけど、いろんなところにも波及し得る、次の、もう何十年かしたら今の四割の仕事はなくなると言われているわけでありま

して、もうそういう発想で五十年先、三十年先になんかという社会になつていくことを前提とした人材活用をしていただきたいなと、私も藤末先生の問題意識と全く合わせて申し上げさせていただきます。

最後に、一分残りましたので、済みません、さつき飛ばしてしまいました、来ていただいたので、是非、FTAについて伺いたいと思ひます。

今、内需はないわけで、内需というか、内需はまだ喚起されていないわけで、そうするとインバウンド、外国人の国内における消費と、それからトレード、市場を海外に拡大するというこの二つがどうしても必要になつてくると思ひます。

今、TPP11で進めていくんだということが世上新聞なんかでも報道されていますし、またRCEPの交渉もどんどん進んでいると承知しています。私、これ、とても両方ともいいことだと思ひていて、日米FTAが一番最悪なんです。是非、TPP11とそれからRCEP、同時並行でがんがん進めていただきたい、牛肉どうするのとアメリカに言つてここに入つていただくという戦略をやつていただきたい。

そうじゃないと、一帯一路構想の昨日国際会議がありました、中国はユーラシア大陸ですね、もちろんこれは地政学的発想でもやっていると、思ひますし、もしかしたらだぶついている内需を拡大するためにやっていると、いうのもあります。が、さはさりながら、結局、我が国としてこの太平洋を力にする海の同盟、海の経済同盟をつくるのができないければ、結局チャイニーズ・ティエンチャーにいやが応にも入ることになるわけなんです。だから、それはそれで必要なんですけれども、中国大いなので、しかし、そうであつてはならない。そこは、アメリカもエンゲージする太平洋の開かれた海の発想の経済連盟というのには必ず必要だと思ひますが、このTPP11、RCEP、どうやって進めていくかというFTA戦略をお持ちか、教えてください。

○政府参考人(飯田圭哉君) 委員御指摘のFTAでございますけれども、最初に御指摘がありました日米FTAについては、先般、日米経済対話においても、具体的議論があつたわけではありませんが、米国から二国間貿易投資関係を重視するという考えが示されたわけです。しかし、日本政府としては、どういう枠組みが本当にいいのか、委員の御指摘も踏まえてですね、そういうことは今後建設的に議論していくことになつていまして、この点については日米で認識が一致しているといふふうに思っております。

また、TPPはまさに委員御指摘のように非常に重要な意義を持つていっていることで、これは様々な機会を通じて米国にも説明してまいりますし、アメリカも日本がそういう既存のインシアチブを基礎として地域レベルでやっていくということには了解をしているといふふうに考えております。

委員御指摘のTPP11も含め、あらゆる選択肢を排除せず、何がベストかということで、ポイントは多分日本が主導的に議論を進めていくということが一番大事ではないかということで、大きな戦略は、やはりアジア太平洋地域において自由で公正な経済圏をどうやってつくり上げるか、これが一つの大きな戦略でありまして、この目的のために、米国とTPP11各国との緊密な連携を行う、それからRCEPも早期に合意、質の高いものを目指していくということ、その橋渡し役を日本は担つていくという、そういう主導的なリードする議論をしてまいりたいといふふうに思つているところでございます。

○松川 いろいろありがとうございます。中国が自由貿易の旗手では困るわけで、しっかりとアメリカにも、中国の方がまともに見えるようなことがないように、しっかりと日本としてもリードをしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日のテーマであります金融商品取引法の改正案につきまして、少し限られた時間でありまして、今日は、これまでの審議でも取り上げられてまいりましたけれども、いわゆる超高速取引について、少しテーマを絞つて質問させていただきたいといふふうに思っております。HFTですね。

(委員長退席、理事長峯誠君着席)

このHFTにつきましては、何年か前にマイケル・ルイスの「フラッシュ・ボーイズ」という本が出まして、私も大変面白く読ませていただきました。

ここではもう、先ほどありましたけれども、まさにマイクロセカンドとかナノセカンド、要するに百万分の一秒とか十億分の一秒のいわゆる超高速取引というのが書かれておまして、本当に、この速さを追求するために取引所までの最短のルートでどうやって光ファイバーを敷設できるのかとか、高速のスイッチでどういふものがあるのかとか、あるいはソフトウェアのいわゆるプログラム取引のコードをどれだけ短くするかみたいなこととに競争を掛けるということが書かれておまして、これ、ただ基本は、何でもこんなことを一生懸命、いわゆる百万分の一秒とか争つていくかという、端的に言うと、アメリカみたいな広い国土、タイムゾーンが幾つもある広い国土の中で、アメリカの場合、例えば取引所だけで十二か所、それから、いわゆるデータセンターと言われる私設取引所だけで四十か所あるという中で、一番ベストなところに最短でどう届くかということ、これを私は競つていようと思つていたわけですね。

だからこれ、基本的には東証で全て取引が完結してしまう日本においては余り関係ない話かなと思つていたんですけれども、実際には、これ今、現状どうなつていっているかというと、東証における全取引におけるコロナクションエリアからの取引というのが注文件数ベースで七割、それから約定ベースで四割から五割と、いつの間にか日本でもこの高速取引の存在感というのは高まつてい

いうことであります。
そこで、先ほども少しありましたけれども、この議論を整理するために、国内株式市場において高速取引を行うことによる収益機会について一体どういふものがあるのか、この点ちよつと整理のためにお伺いしてみたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答えいたします。
高速取引を行う投資家が採用する戦略としては、これは一般的に、大きくマーケットメーカー戦略、それからアービトラージ戦略といったものが指摘されていると承知をしております。

そのうちマーケットメーカー戦略については、市場に売り買いの両方の注文を出しておいて、他の投資家の取引相手になることで売り注文と買い注文の間の価格差を利益とするという戦略で、その時々相場の状況や自らのポジションの状況に応じて適時のタイミングで注文数、価格を調整することで収益機会を得ると、そういった戦略であると理解をしております。

これに対してアービトラージ戦略は、同一の商品の市場間での価格差あるいはETFとその原資産との価格差などに着目していわゆる裁定取引を行うことで利益を上げる戦略で、市場メカニズムによって価格差が修正されるまでの短い時間の間に裁定取引を行うことで収益機会を得るといったことが基本になっているのだと理解をしております。

○平木大作君 今御整理いただきました。マーケットメーカーにしても、それから、アービトラージというのは、いろんなちよつと幅がありまして、単純に全く同じ商品じゃなくてもいいわけですね。ある意味、非常に価格の動き方が運動しているものですか、そういったものの中でもよく取引をされるわけでありまして。こういったものが東京の市場でもいつの間にか、ある意味高速取引とともに大分注目を集めるようになってきた。

ここで一つ投げかけたのが、実は先行している米国市場におきましてこのHFTが盛り上がりを見せたのはもうちよつと前でありまして、二〇

一四年ぐらいまで。最近には勢いに陰りが出てきているということでございます。アメリカの調査会社、タブ・グループによりまして、二〇〇九年、アメリカの市場ですけれども、七十二億ドルだった米国株の高速取引の約定、二〇一六年には十一億ドルまで減少したということで、大分これも実は規模がちよつとなくなつてきてまして、最近のニュースでいきますと、例えば金融大手のHFTからの撤退ですとか、あるいは先ほども答弁の中に名前ありましたけれども、大手のバーチュ・ファイナンシャル、これがKCGホールディングスを買収すると、こんな話も出てきたわけでありまして。

この背景、ちよつと金融庁としてどう認識をされているのか、またこの取引のアメリカにおける減少というのが、これ、米国においても実はこの今規制というのが導入を検討されているわけでありましてけれども、これと関係がありそうなのかなさそうなのか、その点についてもお伺いしておきたいと思ひます。

〔理事長兼執行役員 委員長着席〕

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘のありました米国での状況については私も承知をしております。ございまして、市場関係者の中では、そうした動向の要因としまして、一つには、高速化のための情報通信インフラやアルゴリズム開発に要するコスト負担、あるいは主要取引所が相場情報の配信料を引き上げたことに伴うコスト負担、あるいは市場のボラティリティ、価格変動の度合いが低下していることによる収益機会の低下、そうしたものが指摘されていると承知をしております。

また、アメリカでの規制をめぐる議論が影響をしているかというお尋ねでございますけれども、現在、アメリカでは、先物市場において高速取引を行う者を登録制とする規制案が今月の初めまで市中協議に付されていまして、現在は寄せられた意見等を踏まえ検討が進められているところと承

知をしておりますけれども、そうした規制案そのものが収益減の直接の要因になっているという見方が一般的とは認識をしていないところでございまして。

○平木大作君 アメリカの議論もいろいろあるようにして、有識者の方の中には、そもそもこの取引の速度規制をするべきだみたいな話もあるというふうに聞いておりますけれども、実際は、今、アメリカそれから欧州も含め検討されているものは、どちらかというと取引の見える化、今までも実態として何をやっているのかということ規制できちつと対応していくという方向だというふうにも私も認識をしております。

いずれにしても、今御答弁をいただきました裁定取引をするにしても、それからマーケットメーカーキングにしても、結局それぞれの取引については、個々の取引自体は利益の薄いものでありますから、ある意味各社が一通りこの高速化に向けて投資を終えて、いよいよそこで差を付けるのが難しいという状況の中で、やはり競争環境自体は厳しくなつてきているんだというところが分かつたわけでありまして。

ただ、じゃ、これからの日本はどうなっていくのかというところなわけですが、HFT、本当にそれで全てなのかというところが最後やっぱり疑問が残ると思つておりまして、そもそも取引の実態が分からない。欧米でも結局何が行われているのかを探るために今規制をということでありましたから、そもそも不正な取引が行われていないということも確認がいまいち得られないわけですね。

この点について、今回の法改正におきましても、実態把握のために株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制を導入されて、そして取引記録の作成それから保存、これを義務付けるわけでありまして、こういった今回の一連の措置を通じて、例えばフロントランニング、いわゆる先回り取引ですね、こういったものというのはこれ不正排除できるんでしょうか。

○政府参考人(池田唯一君) フロントランニングという御指摘がございましたけれども、これについては、先ほど先生からもございましたように、米国では複数の証券市場、複数というが大変多数の証券市場が分散している中で、他の投資家の注文を高速取引を行う投資家が先回りする、そうしたものが指摘をされていると理解をしておりますが、我が国では必ずしも多くの銘柄が複数の取引所で活発に取引されるという状況はございませんので、アメリカと同じようなフロントランニングのような問題がそもそも生じるかということとはちよつと状況が違うという面があるとは考えています。

ただ、同時に、こういった高速取引にも用いられるアルゴリズムが絡んだ相場操縦などの不正取引の事例は我が国でも摘発を既に行っているところでございます。御指摘のありましたように、やはり高速取引の実態はよく把握していく必要があると考えているところでございます。そうしたことで、今回は登録制を導入して、取引記録の作成、保存を義務付けるとともに、取引システムの適正な管理、業務管理体制の整備などを求めることとしておりまして、その中では例えば取引システムによる不正な取引を防止するための管理体制の確保を求めていくということも検討していきたいというふうなところでございます。

こうした取組を通じて、市場の公正性確保には万全を期していきたいと考えております。また、今回の法案に基づいて実態を把握し、その中で取引の公正、透明、安全性確保のため、必要があれば更なる対応を考えていきたいというふうなところでございまして。

○平木大作君 不正というのはなかなか見破れないというのか、金融市場というのはやっぱりスマートな方たちが基本的にしのぎを削っている世界でありまして、一目見て不正だと分かるようなものってほとんどないんですね。

私も、バンカー時代の実は最後の仕事というのが東京地裁で四時間にわたって証言台に立つとい

うのがあります、オプションの売り買いですとかスワップの取引、これを一個一個見ていくと実は何のルール違反もないんですけども、組み合わせたことによって実は不正になっている、いわゆる飛ばしですとか損失の先送りに、どうなっているかという証言を延々と四時間にわたってやったことがありまして、これ、極めてやっぱり専門性と細かい作業を積み重ねて、結局一つ一つの取引をパズルのように合わせていくと実はこれおかしいことになっているというのを立証していかなくちゃいけないわけですね。大変なものでありまして、ちよつと次元違うかもしれないんですが、HFTを使った不正についても同じようなものというのは幾らでも考えられるんだらうな。

今、御答弁の中ではフロントランニングは日本の市場においては起きにくいんじゃないかという御指摘もいたっていて、それはそうかなというふうにもお伺いしたわけでありましてけれども、今回の取引、今回の法的な措置の中でも例えば登録制にするということは、基本的にはIDタグを付けるということだと思っております。

ただ、やっぱりこれだけだと済みませんで、当然、HFTの業者というのは複数のブローカーを使い分けて発注しますから、最終的には注文が行き着く取引所とところでどういう順番でどういういわゆるデールが行われたのかということの名寄せしていかなくちゃいけないわけですね。名寄せした挙げ句に、これが、これ実際にデールが立て込んだだけなのか、それともこの組合せによつておかしいことが行われているのかということをやつぱり検証しなきゃいけない。

そういう意味でいくと、例えば取引上のログの付け方も、百万分の一秒を争っているということは、いわゆる一秒単位でログを残しても余り意味がないわけですね。一秒を一体どれだけ刻んでシステムの中に記録として残すか、こういうところも含めて、これ、これから様々考えていただかなければいけない点かなというふうに思っております。

この法案におきまして、取引システム、例えば必要な体制整備、適切な管理運営、リスク管理、こういったものを課して金融規制当局への情報提供というの義務付けたいわけでありまして、米国では、フラッシュクラッシュですか、二〇一〇年の五月六日に実際に発生してしまっていて、急にいわゆる相場が大きく乱れた、変動したということがあって、これ、実際に規制当局で五か月後に報告書を出されているんですね、作られています、一応のアメリカの証券取引委員会の検証報告で何と云われているかという、先物取引での大口注文が誤発注された、これが引き金なんじゃないかというところまで指摘はしているみたいなんですけれども、実は本当に何が起きたのかというのはよく分からない、可能性を実は指摘したところまで終わっちゃっています。

そういった意味でいきますと、いわゆる市場の大暴落の引き金を引いてしまうような誤発注というのは、当然事前に防ぐことができればそれにこしたことはないわけでありまして、実際に今回、今議題にしておりますアルゴリズム取引ですから、プログラムコードの中に一行、一か所バグが入っていて、それが意味を引き金を引いてしまふみたいなものというのは、事前に基本的に検知するってば不可能かなということもあるわけでありまして。

監督官庁として、このいわゆるハードもソフトも見ていく、ソフトも見ていく、さらにはこのシステムの健全性だとかあるいはその運営の仕方はどうなのかということも見ていく、なかなか難しいと思うんですが、これどう取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

今御指摘がありましたように、今回の法案との関係で申しますと、登録制を導入して体制整備、リスク管理を求めると、そのための措置として、取引システムの適正な管理、あるいは業務管理体制の整備などを求めることとしているわけでございます。

います。

その際には、当然に、高速取引を行う投資家が取引用のプログラムとかサーバーとか、そういったハード、ソフト両面におけるシステム管理などを含めて、適切な体制で業務を行っているかについて確認をしていくことになるわけでございます。具体的には、例えば、登録申請時の審査においては高速取引の確に遂行するための必要な体制が整備されているかどうかを確認することになりますし、登録後も、取引所などと連携して、日常の検査監督等を通じて適正な管理体制の確保を求めていくといった対応が基本にならうかと思っております。

ただ、御指摘のように、それを実際に実効性ある形で行っていくためには、私もあるいは取引所におけるIT人材の確保のような課題も含めて、いろいろな取組を並行して進めていかなければならないというのは御指摘のとおりだということに考えております。

○平木大作君 まずは実態の把握からということとありますので、これ当然、これから運用していく中において様々な課題も発見されることかなというふうな思っております。当委員会でも引き続き議論させていただきたいと思っております。

HFTに限った話ではないんですけども、アルゴリズム取引における人工知能、いわゆるAIの扱いについても少しだけ議論、今日しておきたいと思っております。

昨今、ディープラーニングと呼ばれる技術で、大分、第三次AIブームと呼ばれるまでの一つのブームを迎えておりまして、例えば囲碁だとか将棋みたいな特定の分野に限ったAIについてはもう人間のパフォーマンスを超えてしまふ、こんな事態もちらほら出てきているわけでありまして。

ヘッジファンドとか金融取引においてもこのAIを大分活用しているというふうな話も少しずつ聞かえてきているわけですが、ただし、今日指摘しておきたいのは、AIの抱えている最大の欠

点って何かというと、基本的には判断したことについて、その理由とかロジックの部分というのが基本的にブラックボックス、開発している方も基本的には説明し切れないということだと私思っております。結局、囲碁でこれはというような手を指すわけですけども、何でそこに石置いたのってことが基本的に誰にも説明できないわけですね。これ、つまり投資のパフォーマンスを追求するAIにおいても結局同じことでありまして、その投資戦略とかその一つのオーダー、これ何でこういう取引やつたんだかということの説明を求めると、基本的にはAIが判断したものについては誰も説明ができないというのが現状なわけです。

現時点でもそも、これお伺いしたいのは、アルゴリズム取引を人工知能によって行う国内の投資家ってどのくらいいるのか、あるいは、その場合、投資戦略を確認するですとか、あるいは何か問題が見付かったときにどのようにして業務の改善を図っていくのか、現時点でのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○政府参考人(池田唯一君) AIを使った取引の状況を私も現状においてつぶさに把握しているわけでは必ずしもないところでありましてけれども、近年、AIを活用した投資信託が設定されて投資家に販売されるなど、投資において人工知能が利用されている例も出てきているということは承知をしております。

将来的に人工知能を用いて高速取引が広く行われるということも想定されたいではないわけだろうと思っております。今回の法律案との関係で申しますと、高速取引を行う者に対して登録を求めた上で、情報提供に係る措置としましては取引戦略の届出や取引記録の作成、保存を求めていくということでございます。投資判断にAIが用いられた場合でも、直接的には、どのような取引施設において、どのような金融商品に對し、どのような戦略に基づいて取引を行うことを前提にAIが設計されているかといったような届出をし

ていただき、注文やキャンセルなどの実際の取引状況は記録していただくと、そうした中で実態を把握していくということになるかと思っております。

そういう意味で、御指摘のあったようなことは留意していく必要があるかと思いますが、AIが用いられた場合においても、今回の制度の下での実態把握というところはある程度基本的に可能であると考えているところでございます。

ただ、AIを含めたIT技術は日進月歩で進化をしていると私も認識をしておりますので、市場の動向を十分注視して、必要があれば適切に更なる対応を検討していく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○平木大作君 ちよつと時間が押していますので、関連する問いを一問したいんですけれども、今回の法案の中で基本対象としているのは株式等の有価証券なわけでありまして、実は外国為替市場においてもこの高速取引の存在感が増しているというふうに言われております。ただし、外国為替の場合は、株式などと違いまして、基本的にはいわゆる相対のOTC取引でありますので、よりこれ実態、取引の実態というのが把握が難しいんじゃないかと思つていんですが、現時点で、外国為替における高速取引、現状どう認識されているのかということ、今後もし今規制の在り方等を検討されているものがあればお示しいただきたいと思つています。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。為替市場においても、高速取引の増加等を含めて市場の構造が変化してきているとの指摘があることは十分承知しているところでございます。

一方で、為替市場はグローバルな市場であり、流動性、取引量が株式市場よりも圧倒的に大きいこと、それから、今委員から御指摘のありましたように、株式市場が取引所取引なのに対し、為替市場は相対取引であることなどから、高速取引自体が為替市場の変動を高めているかについては定

まつた見解がないというふうには認識しているところでございます。

その上でございますけれども、いわゆるローカルな市場である株式市場と異なり、株式市場は、グローバルな市場であります。そのため、規制の關係でございましてけれども、日本が独自に取引規制を行えば、世界の投資家が東京市場における取引を避け、東京市場における円の流動性の低下を招き、ひいては為替の安定を阻害しかねないという問題があることも十分踏まえる必要があると思つております。

他方で、為替市場においては、総合的な観点から、市場参加者が守るべき一般的な倫理や取引の規範、グローバル外為行動規範を世界の大規模な為替市場の業界団体が主体となつて策定中であり、五月中旬に公表されるものと承知しております。これは為替の安定に資するものと期待しているところでございます。

いずれにせよ、為替の安定が重要でありますから、市場の構造変化や市場参加者の取組にも留意しながら、為替市場の動向を引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

○平木大作君 最後は一問お伺いしたいと思つています。先ほど松川委員からも御質問あつた点なんですけれども、これだけある意味システムへの負荷がやっぱ高い取引というものが多くなつてきたときに、改めて金融市場の要である取引所の機能と

いうのをきちつと維持していくということがやっぱ大事だろうと思つております。この点については、最近、日本取引所グループの方からもBCP、いわゆる事業継続計画というものが発表されたというふうには認識をしておりますが、この点、最後、どう評価されているのかお伺いして、終わりたいと思つています。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘のとおり、日本取引所グループにおいては、自然災害、システム障害、あるいはテロ等が発生した場合に備えた業務継続計画、BCPを策定し、かつ、それを新

たなりリスク、環境変化に応じて見直しを行つてきているところでございます。

最近ですと、昨年十二月より、上場企業や投資家を交えた検討会、これBCPフォーラムと呼んでおりますけれども、そちらの方で業務継続計画の見直しを検討し、この四月二十日にその検討結果が公表されているところでございます。

ここでは、日本取引所グループは、東京証券取引所及び大阪取引所がそれぞれ近郊に用意しております既存のバックアップオフィスに加えて、大規模災害時の交通障害に備えて、今年の四月から東京証券取引所については大阪拠点を、大阪取引所については東京拠点をバックアップオフィスに追加するなどの措置をとることが公表されているところでございます。

金融庁としましては、証券市場における重要な機能を継続できるような今後とも業務継続計画の実効性の維持向上に努めていくことは極めて重要なことだと考えておりまして、その状況をしっかりと注視をしていきたいというふうに考えております。

○平木大作君 以上です。終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門です。今回の改正案は、高速取引への規制強化、あるいは上場会社の情報開示など、顧客保護に必要な措置が入つているということで、賛成したかったんですが、一方で、一点、取引所グループの業務範囲の柔軟化、拡大化のところが、これが後々どう影響するかという点にどうも懸念が払拭できないというところでございます。

なぜかといいますと、そもそもこれは、いわゆる金融ビッグバン以来、取引所集中義務を撤廃して取引所外の取引を拡大してきた方向を促進することにつながるんじゃないかという懸念があるわけでありまして、取引所外取引というのは、今日もちよつとありましたけれども、情報格差、不公

正取引を拡大してきたという指摘も多いわけであり

ります。

そういう点で、今日は取引所外取引の現状と問題点について質問したいというふうに思つておりますけれども、御存じのとおり、株の取引には東証とか大証などの取引所での取引と、取引所を通さない取引所外の取引、いわゆる取引所外取引というのがあるわけですが、この取引所外取引というのは、要するに取引所以外の場所で成立する取引なんですけれども、これは、先ほど申し上げたように、九八年の十二月に取引所集中義務が撤廃されてから証券会社と

なつてきたことでもあります。この取引所外取引には、PTS、私設取引所とか私設取引システムと言いますけれども、PTSというものとPTS以外の取引所外取引に分かれるわけですが、改めて、PTSとは何か、ちよつと具体的に説明をしてください。

○政府参考人(池田唯一君) お答えします。私設取引システム、PTSとは、証券会社が電子情報処理組織を利用して、取引所を介さずに、同時に多数の者を相手に有価証券の売買等を集団的、組織的に行うものということで、証券会社が

行つていて、有価証券の売買等と類似の機能を有するもので、有していると考えられるところでございます。こうしたものをPTSと称しているところでございます。

○大門実紀史君 もう少し具体的に言いますと、東証、大証を通さずに証券、通常は東証、大証に売買注文というのは通すわけですが、証券取引所に通さないで自社で処理するという取引でありまして、一般的には日中取引ですね、証券取引所は九時から三時、平日は九時一三時までです。かね、で取引できる時間帯と。このPTS取引だと、市場が、取引所が閉まつた後でも取引ができるわけでありまして、もちろん開いているときもできるんですけれども、したがって、三時以降に何か海外でいるようなニュースが入るとか企業決算が出てサプライズが出るとか、そういうときでも、次の日を待たずに株式の処分、売買ができる

というところでございます。

ただし、このPTS取引は信用取引ができないと、現物取引しかできないというふうに限定されております。信用取引ができないということは、証券会社から資金を借りたり株を借りての取引はできないと、現物だけの、自分が持っている現物だけの取引ということでございます。

現在、ただ、もう一つ、この個人投資家の売買代金の六割が今信用取引ということが背景にあるわけなんですけれども、今、このPTS、私設取引所では信用取引ができない、それはなぜでしょうか。

○政府参考人池田唯一君 PTSにおけます信用取引については、従来、PTSを提供する業者自身が信用取引に伴います資金の貸付けですとか株券の貸付けですとかを行いますと、利益相反のおそれがあるのではないかとというのが一つ。それからもう一つは、PTSを提供する業者に自主規制機関と同等の自主規制機能の発揮を求めることができるのかといった点がもう一点。その二つの論点が存在しておりましたことから、従来、PTSにおける信用取引は認められてこなかったというところでございます。

○大門実紀史君 資料をお配りいたしましたけれども、これが今の取引所外取引での売買の状況であります。棒グラフでいきますと、水色の部分が取引所の取引でありまして、小さい紺色のところがPTS、私設取引所での取引ということになります。赤い折れ線グラフが全体に占めるPTSの割合でありますけれども、ずっと伸びてきました。今、頭打ち、減少傾向になっております。緑のラインというのはPTSとPTS以外の取引所外取引の合計、つまり取引所外取引全体が取引に占める割合であります。これは伸びております。

PTS以外の取引所外取引というのは別途質問することにして、まずPTSなんですけれども、今お話がありましたけれども、このPTS、私設取引所というのは証券会社の中でやる取引ですから、証券会社が資金を貸したり株を貸したりして

やると利益相反になるということで信用取引は認められてこなかったわけですが、この間、金融審議会のことも踏まえて、金融庁は信用取引を認める方向に今進んでおります。日本証券業協会も、具体的にPTSの信用取引について、規制の在り方などの検討会を設置いたしております。先ほど言われたように、利益相反の可能性があるので、今度は認める方向になぜ変わってきたのか、説明をお願いします。

○政府参考人池田唯一君 このPTSにおけます信用取引の問題については、昨年の金融審議会におきまして、取引所市場の問題について幅広く議論がされましたときの一つのテーマとして取り上げられたところでございます。

そちらの議論では、先ほど従来からの考え方を申し上げましたが、関係者によるその後の議論等を踏まえまして、例えばさきさき二つの問題点があるということをお願いしたけれども、例えばPTSを提供する業者等が実質的に資金、株券の提供者にならない、それから自主規制機能がPTSにおける信用取引についても一定の自主規制機能を発揮する、そういった手当てがスキーム上適切にできる、そうしたスキームが構築された場合には上記の問題点はクリアされるものと整理できるのではないかとということが議論され、その旨が報告書に記載をされたということでございます。

○大門実紀史君 それがよく分からないんですけれども、信用取引というのは、証券会社から資金を借りたり株を借りて、もちろん担保を出しますよね、証拠金出してすけれども、それが信用取引なんだけれども、今もおっしゃったように、PTSを提供する業者、つまり証券会社が資金や株券の提供者にならないということですね、今おっしゃったのは。

じゃ、どこからその人は資金を借りたり株を借りるんですか。どう信用取引が考えられるんですか、証券会社から借りない場合というのは、○政府参考人池田唯一君 それ自体は、仮にこういうスキームで信用取引を業務の中に組み入れ

ていこうと考えられる方があるとすれば、そういう利益相反にならない供給者をどう見付けてくるかということに関わっているかと思えます。

取引所の場合でいいますと、御案内のとおり、取引所外信用取引をやるときには、証券金融会社という全く独立の会社がありまして、そちらの方で株式等の貸付けをしているわけですが、自分自身で貸し付けると利益相反が生じる、そういう中で、何かそういう利益相反関係に立たない供給者が見出せるかどうか、それはスキームを組まれる方自身が基本的には考えられること、それが適切と考えられれば認可の対象になってくるということかと考えております。

○大門実紀史君 私は、実質的にそういう信用取引だと思つたより広がりはないというか、見付けるのに相当困難だと思つたですね、実質的に利益相反にならないという形を取るのですね。

元々、なぜこのPTS、私設取引所に信用取引を認めてほしいのか、認めなきゃいけないのか、どこにニーズはあるのかということなんですけれども、これはどこにニーズがあつてこういう法改正の方向になってきているんですか。

○政府参考人池田唯一君 PTSに信用取引を解禁してほしいという要望は、これまで過去も規制緩和と要望などの場において度々要望が出されてきたところでございますけれども、要望の主体としては、投資家あるいは証券会社などの市場関係者からの要望というものが多かったと承知をしております。

○大門実紀史君 大前提として何を申し上げたいかといいますと、今の証券市場、株の売買が、前にもそういう議論をしたことありますけど、投資の、中長期的な日本経済を支えるような投資の世界というよりも、もう投機の世界になっていて、個人投資家という言い方はしますけれど、投資家と呼べるような人がどれだけいるのかと。

大体、いろんな資料あるんですけど、最初に、例えばネットのトレーディング、トレードをやる人もほとんど素人ばかりで、今でいえば主

婦の方とか若者とか、あるいは年金生活に入った方が将来不安だとか老後の資金足りないとか。一部宣伝されますよね、幾らもうけたという話をですね。で、やる、入ると。入って損をして出ていくわけですけどね。そういう人を巻き込んでくるのが今なんです。

実際問題としてそういうマーケットになっていて、そういう人が入ってくればくれるほど、結局、証券会社と一部の特別な情報を握つてもうける大口投資家、ヘッジファンドはもうかるわけですよ、彼ら利ざやを稼がますから、パイが大きいほど利ざやが大きくなりますからね。そういう人を巻き込んでもうけるために入ってほしいと。

その中に、何と申しますか、PTSにも信用取引を入れれば、個人投資家は大体信用取引やっておりますから、広げられるんじゃないかというところがあるし、それは金融審議会のワーキンググループの議論でもそういうことをおっしゃっている、もうあからさまにおっしゃっている委員もいらっしゃるわけですね。個人投資家のシェアを伸ばすために信用取引をPTSで認めるべきだということをおっしゃっている方がいらっしゃるわけ

であります。申し上げたいことは、今の、個人投資家といつてもそういう人が多い、そういう人たちが引き込まれて損をしてもう出ていくというようなことを繰り返してあるわけですけど、そういう中でこのPTSに信用取引を認めていくことになれば、更にそういう個人投資家を引き入れていく、素人ということにつながるのではないかと、危険が大変持っているわけですけど、そうならないようにすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人池田唯一君 私設取引システム、PTS制度につきましては平成十年以降導入されてきたわけですが、利用者のニーズに合った取引手法の提供といった効果も一定程度で見られるところだというふうに考えております。もちろん、適切な投資者保護、あるいは先ほど来の利

益相反の払拭等は適切に図っていく必要があると考へておりますが、信用取引を解禁する場合にも、先ほど言いましたような条件が満たされた場合には認められるということでございますように、取引の公正確保というのは大前提になると考へております。

私どもとしては、PTSの取引量を増やすとか、そうした目的のためにやっているものではなくて、取引所取引とPTS取引、そうしたものの間の適切な市場間競争が図られることによって証券市場全体の利用者利便の向上が進んでいくということを目指し、そうしたものを旨とし、一定のスキームが構築された場合にはそうしたものを容認していく余地があるというふうに判断をしておるということでございます。

○大門実紀史君　そういうことですね。個人投資家といつても、一定の知識があつて、そしてマーケットが公正で、そして自己責任で、そういう部分なら分らないはないんですけど、今大変そういう素人の人が引き込まれている段階で安易に解禁していくことはいかがなものかということには申し上げておきたいと思ひます。

その個人投資家というか、そういう素人投資家の問題に関して、一点、デイトレードの中心に先ほど申したネットのトレードがあるわけですね。今、大体ネットでやるわけですね。そのシステム障害の問題でちよつと質問しておきたいんですけども、株式とかFXのネットトレードの利用者は相当広がつておまして、ネット証券の最大手のSBIでは口座数だけで三百五十万突破したということでもあります。初心者も含めて、そういう顧客獲得競争が進められております。ネットトレードを始めた人の八割が経験なしと、先ほど申し上げました主婦とか若者とか年金生活に入つた人とかが大変多いということでもあります。

そういう中で、二年前にカブドットコム証券でシステム障害をめぐつて金融庁から厳しい行政処分を受けていたということが分かりましたけれども、その処分の概要を簡単にちよつと説明しても

らえますか。

○政府参考人(遠藤俊英君)　お答え申し上げます。

委員御指摘のように、平成二十七年五月に証券取引等監視委員会より、カブドットコム証券に対する検査の結果、金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況、いわゆるシステム管理が十分ではない状況という金融商品取引法令の違反の事実が認められるとして行政処分を求める勧告を受けました。このシステム管理が十分でない状況の一例として、金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていらないことなどをこの勧告の内容の一部として掲げているところでございます。

これを受けて、二十七年五月、カブドットコム証券に対して業務改善命令を发出したものでございます。

○大門実紀史君　それで、その点に関してこの間、私の方にも、システム障害はほかでもありまして、顧客といひますか利用者の方から苦情相談来ているんですけど、今現在、システム障害は金融庁に、金融庁というか、公表されていないわけですね。インターネット取引を行う十四社が必要と思つたものだけを公表しているということの中で、一体どこでどれだけシステム障害が起きて、そのためにどれだけの顧客の人が被害とか被つたということとは報告されていないんですけど、これはもう、こういう事件、システム障害がかなり多くなつてきていますので公表すべきじゃないかと思うんですが、今の段階でいかが考えですか。

○政府参考人(遠藤俊英君)　お答え申し上げます。

証券会社のシステム障害の情報でございますけれども、当庁におきましては、監督指針に基づいて、証券会社にシステム障害が発生した場合にその報告を受けております。より具体的には、証券会社の登録時に証券会社に対して報告徴求命令、これを発出したしまして、このシステム障害の報

告の履行を確保している次第でございます。

当局に報告されるシステム障害発生に係る情報は、このように報告徴求命令という行政権限に基づいて収集したものでございまして、これは直ちに、そもそものが一般的に開示を予定するものではないというふうに考へております。

他方、今、大門委員のおっしゃつた問題意識は、投資家に対して必要十分な投資情報というものは提供されるべきだということだと思ひますけれども、こうした情報につきましては、個々の証券会社において、システム障害の発生時には関係する顧客に障害情報の周知を行っているほか、大きな障害の発生時には一般向けに障害情報の開示、これは主に会社ホームページでの発表でございますけれども、これを行つていっているというふうに承知しております。

このように、証券会社による顧客への情報提供、一般向けの開示の取組を超えて、当局が報告徴求命令に基づき報告を受けた情報を主体的に一般向けに開示するという点に関しては、慎重であるべきではないかなというふうに考える次第でございます。

○大門実紀史君　ただ、まだまだ個人投資家といつても素人の皆さんが多い状況でありますので、顧客保護を第一に考へていつていただきたいというふうに思ひます。

時間がちよつと少なくなつたんですけど、もうありませんが、資料をお配りしたところで、PTSとともに取引所外取引のもう一つの大きな問題がダークプールの問題であります。資料を用意して、大変興味深い問題だと思ふんですけども、時間がありませんので、次回、このダークプールについては触れさせていただきたいというふうに思ひます。

いずれにしても、今回の法改正とPTSとのダークプール、直接結び付くという話ではないんですけども、今回の改正がこういう取引所外取引の機能強化といひますか促進につながる懸念があるということを指摘して、今日は質問を終

わりたいと思ひます。

○藤巻健史君　日本維新の会の藤巻です。

私がデイリーリングの世界に入つたのは一九八〇年なんですけれども、そのときは、黒電話のハンドルをぐるぐる回して発電して、仲介業者が出たら、もしつて呼びかけたんですね。もしもしというふうに言つていけるとその間に他社に負けるので、もしもしと先輩に怒られた記憶があります。そのときと比べて、コンピュータでの高速取引と、もう隔世の感があるなと思ひながら、今日の法案を読んでまいりました。

まず、金融庁の方に高速取引についてお聞きしたいんですが、金融庁にお聞きしたいんですけども、今までの各委員の中で随分聞かれたので、ダブるところも多いかと思ひますけれども、それはお許しいただきたいと思ひます。

最初に、高速取引、現在の高速取引というのは対顧客ビジネスの方がいいのか、それともアービトラージを含めたプロップ取引ですね、自己取引、どちらが多いのか。確かに、今回の法案で事態を把握したいということで、まだはつきり分かつていないのかも知れませんが、お教えいただければと思ひます。

○政府参考人(池田唯一君)　今回の法律案で新たに登録義務が課されることが見込まれる投資会社は六十社程度と見込んでおりますが、こうした高速取引を行う者の中には、海外で顧客向けに業務を行っている者もいることは承知をしておりますけれども、一般的に言ひますと、新たに登録の対象となるこうした会社は自己勘定取引を行つておられる方であるというふうに理解をしております。

○藤巻健史君　次に、これも先ほど平木委員等でお聞きしているかと思ふんですけども、高速取引が増えた理由というのをもう一度教えていただければ。

○政府参考人(池田唯一君)　高速取引が増えた理由は様々な理由があるかと思ひますけれども

も、一つには、取引所においてシステムの高度化が行われ、そもそもそうした高速の取引が我が国の市場において可能になったということがあろうかと思えます。また、証券会社などにおいても、技術の進展の中で、取引注文、発注の高速化が可能になったという、そうした背景はあろうかと思えます。その上で、やはり取引の国際化、それから自動化といいますかプログラム化、そうしたものが広がってきたということが大きい背景にあるというふうに理解をしているところでございます。

○藤巻健史君 もう一つ、別に、結構手数料が安くなったというのが大きい原因じゃないかと思うんですね。手数料が高かったらそんな高速取引やれないですよ、コストが掛かっちゃってね。それはどう思います。

○政府参考人池田唯一君 取引頻度が多くなりまますから、そういう取引のための手数料等による部分もあるかと思えます。

○藤巻健史君 そういうことを考えると、コストが安くなるという非常に顧客にとつてのメリットがこういふ、副産物とは言いませんけれども、高速取引を生み出したのかなという気も私はちよつとしてるんですけどね。

次に、これもいろいろ聞いてきましたけれども、高速取引に対する金融庁のスタンスをちよつともう一度御確認したいと思えます。

流動性が増えるというのは明らかに市場にとつてはメリットだと思んですが、その他、メリット、デメリット、もう一度お聞かせいただければと思います。

○政府参考人池田唯一君 御指摘がありましたように、市場に流動性を供給しているというそういう肯定的な見方、側面もあるかと思えます。他方、市場の安定性、効率性、あるいは中長期的な企業価値に基づく価格形成に与える影響、さらにはシステムの脆弱性のようなことも懸念としてはしばしば指摘されるところでございます。そうした中で、いずれにしても、現状、私ども

あるいは取引所においてもそうした投資家から直接情報を取る枠組みが存在していないということでございます。まずはよく実態を把握することが重要な課題になっているというふうに認識をしているところでございます。

○藤巻健史君 私が現役だった頃は、当然、顧客玉とそれから自己ポジション取引、プロップ取引がダブった場合には必ず顧客玉を先にやれというのが一種の常識であり我々の良識だったんですけれども、これだけ取引が高速になりますと最初に顧客玉を出した後でもそのプロップの取引が先を越しちゃってでちやうどということもあるんですね、それに対して、今までのお話ですと、そういうことはチャンスもないだろうということもありましたし、それから、ほとんどの会社がプロップビジネスだろう、対顧客は余りやっていないだろうという先ほどの御回答があると、それほど心配する必要はないかと思うんですが、先回り取引になつてしまったものと意図的に最初にその対顧客ビジネスを後回しにしちゃったのと、その区別というのは付くのかなという疑問が残りますが、それについてはどうでしょうか。

○政府参考人池田唯一君 これ、まず法令上は、証券会社については、顧客保護のためのルールとしまして、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務というものが存在しています。それから、顧客の利益が不当に害されないよう利益相反管理体制をきちんと整備する義務というものも存在しております。さらに、顧客の注文に係る情報を用いて有利な自社取引を行うことは、これは禁止をされております。また、投資会社については、特に国内での対顧客業務を行っている場合には同様なルールが存在しているということでもあります。

現状においては、国内で対顧客業務をやっている投資会社というものは確認をされていないところでございますが、今後、こういう会社の業務形態がどういふふうになっていくか、これも変化することもこれはあり得るわけですから、そうしたこ

とも踏まえ状況を把握していく必要があるだろうと。同時に、大変高速の世界ですから把握が大変だろうというのでも先ほど来数々御指摘をいただいておりますが、そうしたものにしっかりと対応していく必要があるというのには御指摘のとおりだと考えております。

○藤巻健史君 高速取引って、要するに投資をたくさんした人がもうかる、しない人よりはもうかるということだろうと思うんですね。先ほど、私、昔のアービトラージの話をしましたけれども、当時は、例えば東京マーケットとシンガポール市場の金利が違つて、ドル金利なんかも違つていて、英語ができて、かつ国際電話を使える人がアービトラージのチャンスがあつて、普通の人たちはなかつたわけですよ。だけれども、そういう国際電話と英語ができる人がもうかつた、それはそれなりに理屈が付くのかなと思うんですけど、高速取引も、私はこれがいいと言っているわけじゃなくて、一つの考え方を申し上げているんですけど、投資をしたんだから、よりほかの客よりももうかつてもしかるべきという考え方もあるかなと思うんですが、それについてはどうお考えですかね、やっぱり難しいですかね。

○政府参考人池田唯一君 これは、市場は、様々な取引動機に基づく様々な投資家がそういう取引を掛け合わせるによつて適正な価格発見がされていくという、そういう機能も期待されているところでございますので、私どもの立場からどういふ取引が行われるべきだということを申し上げる立場ではないかと考えております。

ただ、市場の公正、透明性、安定性、安全性、そうしたものは確保されていくことが重要だと思えますし、また、HFTにつきましてもやはり多くの投資家の方が様々な懸念について不安を持っておられるということは、そこは様々な投資家が参加する厚みのある市場をつくっていくという点では問題を生じるということであろうかと考えて

おります。そういう不安を払拭するためにも、私どもとしては、より詳細に実態を把握していくことが必要であると考えているところでございます。

○藤巻健史君 高速取引についてはちよつと離れますけれども、次に金融大臣にお聞きしたいんですが、麻生大臣にお聞きしたいんですが、日銀が四月の十九日に金融システムレポートを発表して、日本の銀行や信用金庫の高コスト体質を指摘しました。職員一人当たりの業務粗利益の水準が金融機関同士で似通っている点を指摘し、その原因を、米銀に比べて似通つたサービスを提供している銀行が多いことにあると分析したそうなんですけれども、金融庁はこれに対する問題意識があるのかどうか、これは日銀の分析だから別に関係ない、こう思われるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) これは日銀に指摘されるまでもなく、この地域銀行の場合というのを見ていただくと分かるんですが、貸出しの規模の拡大によつて利益の拡大を目指す、基本的には日本の地域銀行はみんなこれでやってきたんですが、御存じのように、人口は減つております。おまけに超低金利になってきていますので、当然のこととして利幅が減つた、当たり前のことになつておるんですけども、したがって、横並びで皆低くなつてきているというところになつてきているんだというのが、簡単に言えば、ビジネスモデルが限界に近づいてきていますよということを、人口がこれまで減つていくということを考えれば当然のこととしてそういうことになつていくんだと思つております。

そういった中で、やり方を変えていかないかぬということ、いろいろ変えている銀行、ちよつと名前を言うとう具合悪いんですけど、いろいろ銀行の中では伸びている地域銀行というのもありまして、そういった中を見ていただいたら分かりますけれども、事業や人を見た融資をやつて、きちん

とその仕事を充てて、当然、担当を、取引銀行は自分のところということになっている。これはもうかつての銀行というのがありますし、また、いわゆるファイナンシャルテクノロジー、通称フィンテックというものをえらく利用してやろうとしているところが出てきたり、いろいろな形で収益力については形が随分違ってきていると思っております。

我々としては、全員が全員同じことをやっても意味がありませんし、そういった意味では、きちんとした自分たちのアイデアに基づいた、その地域の特性もありますから、そういったものに基づいた方法をやつていかないと駄目ですよという話を、我々としてもそういった方向を促しているところでもあります。

○藤巻健史君 次に、金融庁にまたお聞きしたいんですけども、金融庁は、外債運用をしている、拡大している銀行のリスク管理態勢を検証するというニュースが昔流れました。

それで、今日ちょうど日経新聞のマーケット欄にこういう記事があるんですけど、こうした環境下で為替リスクのある外債の売却推進と捉えた地銀はフランス国債売りに回ったと。要するに、金融庁の検査自身が外債の売却推進だったと地銀は見ているというふうな日経新聞に書いてあるんですけど、それは本当かどうか。そういう意図でやった検査なのかちよつとお聞きしたいと思いたすが、検査というか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

地域銀行は国内における利ざや縮小を受けて、相対的に利ざや確保が可能な外債建て資産運用を拡大しているということを承知しております。

そういった中で、従来のように貸出しの与信運用という形よりも、利益を、収益を確保する一つの手段として今は国債から外国債に運用が移っているということなんでしょう。そういったもの、そういったその外債運用についての管理態勢、あるいはどういう方針に基づいてその外債運用を行っているのかという実態を、全ての金融機関、全ての地域銀行を見るわけにはいきませんので、そこは外債の運用割合が大きい銀行あるいはその割合が最近急に大きくなったような銀行をサンプリングいたしまして、その実態把握を行ったということでございます。

○藤巻健史君 ということは、外債保有を減らせというふうなところにさんたくしたのは間違いだというふうに考えてよろしいですか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 外債保有を減らせというふうな議論はしておりません。あくまで、外債を保有し外債を運用するというのは彼らの利益を確保する一つの手段だと思っておりますので、そういったその手段、リスク、リターンの適切なバランスが取れた形でそういった外債運用が行われているかどうかということについて、その実態というものを議論いたしましたし、そこにも少し欠ける部分があるというふうな見立てる場合には、それは、じゃ、どういった形でその態勢というのを整えていくのかということについて地銀と議論したということでございます。

○藤巻健史君 金融庁の方針は分かりましたけれども、そうすると、この新聞記事を見ていますと、為替リスクのある外債の売却ということがありますけれども、為替リスクがあるということは、円をユーロに円投したか、円をドルに円投してやっているとこの新聞には書いてあるみたいなんですけれども、実際そうなんですか。

私は、地銀とか日本の銀行って大体外債投資をするときは、ドル投資だったらドル調達をしている、ユーロだったらユーロ調達をしている、そつちの方が多いというふうな理解していただくとすよね。例えば、典型的にいうと、例えばペーシススワップのマイナスイールドが拡大したというの、これは邦銀がドル調達を増やしたからというふうな考えると、それはドル運用ドル調達ですよ。でも、この新聞記事が正しいとすると、円をドルに交換して、アウトライイトで買っているというふうな読めちゃうんですけども、どちら

が地銀としては多いんですか。外債調達外債運用なのか、それとも完璧にアウトライイトでドルに替えて、これは為替に影響するんですけども、外債を買っているのか、どちらが多いんでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) まず、円投ということでございますけれども、先生のおっしゃる円投というのは為替スワップあるいは通貨スワップによつて為替リスクを取らない形で円をドルに替えることというふうな理解しております。

地域銀行のバランスシートの負債側でこういった外債の調達をしているかということに関してでございますけれども、これも外債運用が大きい銀行幾つかサンプリングいたしまして、中を見てみますと、円投による調達は大体三割程度でございます。外債全体の調達の三割程度でございます。

それに対して、外債預金、外債預金はこれは一割程度でございます。それから、いわゆる米国債等の高流動性証券というものを担保にした短期金銭の貸借取引、いわゆるレポ取引でございますけれども、これも三割程度ということでございますので、いわゆる円を売ってドルを調達するというような円投というのは全体の中の三割程度と。それ以外に元々預金を、米ドルを預金として持っていたというのが一割程度、それから、米国債を持つているので、それを担保にして短期の借入れでドルを調達をしたのが三割程度といった実態でございます。

○藤巻健史君 ということは、要するに為替リスクを取っていない外債投資が七割だということですよ。

じゃ、それでお聞きしたいんですけども、そうすると、為替リスクを取っている投資が三割ということなんですけれども、これは満期まで持つつもりだったらこれ時価評価する必要はないですね、債券自身は。でも、為替の方はこれ時価評価せざるを得ないんでしょうか。そうすると、私のトレーダーの経験、ディーラーの経験からすると、やっぱり動くのつて嫌なんですよね。何とい

うか、時価評価されるもの嫌ですから、どうしても為替のリスクを取って外債を買おうという気になつたらなくなつちゃうと思うんですよ。

米銀の場合には全てが、もう全部時価評価ですから、財務諸表はともかくとして、成績評価は全部時価評価ですから、国内の投資をしようが為替リスクを取つてやろうが全部同じなんですけれども、日本みたいに為替だけ時価評価で、それから満期まで持つ証券を簿価評価していると、どうしても国内志向になつちゃうんですよ。

その辺は今どういうことになっているんでしょうか。やっぱり為替は時価評価、それで投資のキャピタルゲインの方、キャピタルロスには評価しないと。どっちなんですか。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘のとおり、満期保有目的の外債建て債券の評価については、外債ベースで取得原価を元に評価を行った上で決算時の為替相場で円換算額を付するというところになっていますので、その決算時における円換算によって生じた換算差額は当期の為替差損益として処理をする、御指摘のような処理になっているということです。

○藤巻健史君 今の仕組みですと、そうするとやっぱり外債に対する投資が非常にモチベーションが落ちちゃつて、本来、日本が、例えばいろんなことでドルを買おうかなと思つても行かないという、システムの間違いがあるんじゃないかなと思つてしまいますけれども、それはちよつと後で議論いたしますけれども。

次に、先ほど遠藤局長の方から七割が為替リスクを取らない投資だということにお聞きしたんですけども、今その七割のリスクを取らない外債投資が減っているということは、要するに、例えばドル投資であれば、ドル調達が減つていて、それがゆえにペーシススワップのマイナスイールドが縮小しているんじゃないか、一時拡大していたのが縮小しているんじゃないかと思つてますね。

要するに、ペーシススワップのマイナスイールドの縮小というのは、やっぱり邦銀がドル調達の必要が

なくなってきたからじゃないかと思うんですけど、そうすると、一方、逆サイドの例えば欧州の銀行、例えばリターン・オン・アセットを気にしない欧州の銀行というのは今短期国債をたくさん買っていると思うんですね。

この前、佐川局長にお聞きしたところでは、短期債の外国人保有率、五〇％を超えている、五〇・九％という佐川局長のお話があったんですけども、これはひとえにマイナス金利の短期国債であつてもそのベーススワップのマイナス幅がすごい拡大しているの、物すごく安いドル調達ができる。極端な例示をすると、マイナス〇・五の国債だつてマイナス一％の調達ができればこゝでもうかるわけですから、そういうことで欧州銀行で買っていたと思うんですが、そのマイナスベーススが縮小していつちゃうとそういうことをする欧米銀行がいなくなっちゃうんじゃないかと思うんですね。ということは、短期国債の購入、五〇％も買っている外銀がいなくなっちゃうんじゃないかという危険があるかと思うんですけども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、ドル・円ベーススワップを活用して国庫短期証券の投資をしています。海外投資家はおります。ただ、国庫短期証券は、それ以外にも国内外の投資家から余資運用あるいは担保目的など様々な用途で購入されているため、御指摘のドル・円ベーススワップベースレートのマイナス幅の縮小により直ちに国庫短期証券の消化に問題が生じるとは考えていないと。現に、年明け後、随分ベーススワップレートは縮小しているんですけども、国庫短期証券の消化に問題も生じておりませんし、応札倍率を見ましても、昨年の秋から直近まで見てみましたが、大体三倍から五倍ですと平均的に推移しておりますので、問題は起きてございません。

いずれにしても、市場環境を注視して市場との丁寧な対話を行いながら、適切な国債管理政策の実施に努めてまいりたいというふうに思っています。

策の実施に努めてまいりたいというふうに思っています。

○藤巻健史君 となると、今の話は今年に入ってからということだったので、この前、佐川局長に聞いた外国人の割合というのは五〇・九％、昨年未でしたから、ひよつとすると、今のお話が正しいのであれば、外国人比率というのは、保有比率というのは今減っているという、五〇・九から減ってきているだろうと想像されますけれども、そうなんでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答えします。前回お答えしたのは、おっしゃるとおり十二月末で、三月に答えが出ていて、日銀の資金循環統計、一―三を見ると、六月の後半にしか出ないので、ちよつとそこの推移を見ないとよく分からないと思います。

○藤巻健史君 時間が来たので、終わります。

○委員長(藤川政人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鶴保庸介君及び白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として足立敏之君及び小西洋之君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

金融商品取引法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大塚君から発言を求められておりますので、これを許します。大塚耕平君。

○大塚耕平君 私は、ただいま可決されました金融商品取引法の一部を改正する法律案に対し、自

由民主党・こころ、民進党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金融商品取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 アルゴリズムを用いた高速取引の進展により、市場の安定性や効率性、システムの脆弱性等の観点から様々な懸念が指摘されていることを踏まえ、本法に基づき創設される高速取引行為者の登録制度の下で、当局による検査・監督及び金融商品取引所による調査を活用して高速取引の実態把握に努めるとともに、個人投資家等の保護に欠けることのないよう、国際的な連携も図りつつ今後の規制の在り方を適宜検討すること。

一 上場会社による公平な情報開示に係る規制の実効性を高めるため、規制内容の明確化や周知徹底などの環境整備に努めるとともに、金融商品取引業者等による情報の不適切な取扱いによつて市場の透明性や公正性に対する信頼を損ねることのないよう、不公正取引規制の実効性確保を図ること。

一 証券・金融と商品とを一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する金融商品取引法の趣旨を踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、投資者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制

を整備すること。

その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(藤川政人君) ただいま大塚君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 多数と認めます。よつて、大塚君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長(藤川政人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

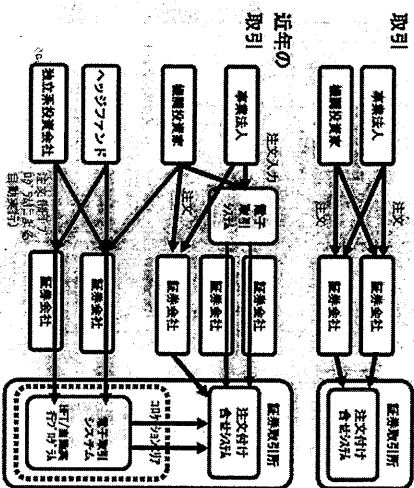
○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

〔参照〕

従来の



(出典:日本銀行資料を基に藤末健三事務所作成)

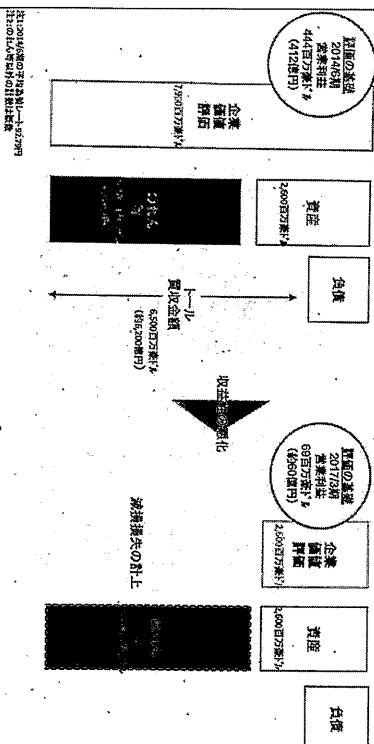
(純資産額上位5銘柄)

国	機械(裝置機)の 平均(万円)	設置以来期間 平均	固定資本率(%)		収益率(%) 過去10年平均
			固定資本率 平均(機械)	固定資本率(年率)	
日本	1.1	13年	3.20%	1.53%	▲0.11%
	22.6	31年	0.59%	0.28%	5.20%

[illegible]

(由興金銀行實業花籃二藤末健三筆跡所作成)

買収完了時



(壬辰)田本國故茶賃金社實收地租二萬米、龍川寺持所(在平康)
平成29年5月16日 奉議院政務會議決、臣民等、將該國庫收據米、龍川

今後の事業展開

トール社＝グループ中核企業という位置付けに変更なし

ガバナンスの徹底

全国委員会

- 一般書記局
 - 国土防衛国民委員会 (戦時、シナガチ等) と赤軍 (戦、エネ、カチ、小沢、工業) での地位の確立
 - 学生連盟の新しい戦線 (77シナガチ等) に連帯、労働者連盟中
 - 学生連盟の新しい戦線 (77シナガチ等) への参加
 - 若年、若年、若年の発展
- 青年連盟
 - 日本共産党青年連盟
 - 日本共産党青年連盟
 - 日本共産党青年連盟
- 学生連盟
 - 日本共産党学生連盟
 - 日本共産党学生連盟
 - 日本共産党学生連盟
- 労働者連盟
 - 日本共産党労働者連盟
 - 日本共産党労働者連盟
 - 日本共産党労働者連盟

(出典:日本國政統計会社資料「憲法」編末健三草稿所作成)
平成29年5月16日 参議院財政金融委員会 民進党 新藤国会 藤末健三

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税増税を撤回し、一〇％への引上げをやめることに関する請願(第一〇〇四号)

一、消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七一号)

一、消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに関する請願(第一〇七二号)(第一〇七号)

一、消費税一〇％への引上げをきつぱり中止することに関する請願(第一〇八号)

一、消費税率を五％に戻し、増税中止を求めることに関する請願(第一〇九号)

第一〇〇四号 平成二十九年四月十四日受理

消費税増税を撤回し、一〇％への引上げをやめることに関する請願

請願者 名古屋市 小川江美 外百一十一名

紹介議員 岩淵 友君

消費税八％増税はアベノミクスの円安による物価値上げの上につけられ、家計は節約を余儀なくされ、消費の落ち込みで経済も低迷している。若者も、子育て世代も、中高年も、お年寄り世代も、中小業者もぎりぎりの生活で、子供や女性の貧困が広がり、日本の貧困率も最悪である。「これ以上の増税はとんでもない」の声が大きく広がっている。しかし、安倍政権は、景気対策を削除し、国民の暮らしがどうであろうと一〇％への増税を強行する姿勢である。消費税は社会保障のためなど国民を欺く一方で、医療・介護・年金は負担増と切捨ての制度改悪を積み重ねてきた。

第五部

財政金融委員会会議録第十三号 平成二十九年五月十六日【参議院】

また、戦争する国づくりを押し進める安倍自公政権は史上最高に軍事費を増やし、消費税増税も軍費調達に使われることは明らかである。そもそも消費税は、応能負担原則に反する憲法違反の税制である。所得や資産の能力に応じた負担を実現する税制改革こそが必要である。国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策を進めれば、消費税を増税する必要はない。消費税増税を撤回し、更なる増税を中止することを求める。

ついで、次の事項について実現を図られた。一、消費税増税を撤回し、一〇％への引上げはやること。

第一〇五八号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 山本昇 外六百八十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇五九号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 野中一子 外六百八十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六〇号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 福島県郡山市 小田辺志津子 外二千二百四十一名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六一号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 藤嶋節子 外六百八十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六二号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 中西奏音 外六百八十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六三号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 植田麻衣 外六百八十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六四号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 大西里奈 外六百八十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六五号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 岸野真子 外六百八十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六六号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 首藤美智子 外六百九十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六七号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 徳田マリヤ 外六百八十四名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六八号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 岡崎ひふみ 外六百八十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇六九号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 山本博子 外六百八十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇七〇号 平成二十九年四月十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制にすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 星野和久 外六百八十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇七一号 平成二十九年四月十七日受理
消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願

請願者 大阪市 丸橋寿夫 外六百八十四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一〇七二号 平成二十九年四月十七日受理
消費税増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに関する請願

請願者 東京都多摩市 松山照子 外十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第一〇七号 平成二十九年四月十九日受理
消費税増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに関する請願

請願者 石川県金沢市 高越永吉 外二十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第一〇八号 平成二十九年四月十九日受理
消費税一〇％への引上げをきっぱり中止することに関する請願

請願者 大阪市 田島明子 外三千二百四十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

政府は、二〇一七年四月予定の消費税率一〇％引上げを二年半延期し二〇一九年十月に実施することを決定した。八％増税によって国民は苦しめられ続け、戦後初めて二年連続で個人消費がマイナスになった。物価上昇と年金・医療・介護など社会保障費負担増のダブルパンチで家計は悲鳴を上げている。大企業の業績が良くなれば、やがて

暮らした中小業者に回つてくると言うが、幾ら待っても国民に恩恵はなく、貧困と格差が広がるばかりである。このような状態で消費税率一〇％への増税を延期しても暮らしや地域経済は好転するはずがない。消費税増税路線、アベノミクスの破綻は明らかである。消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。消費税率一〇％への引上げはきっぱり中止し、日本国憲法が要請する応能負担原則にのっとった税制の確立を求める。消費税増税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を取るべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も財政再建の道も開かれる。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税率一〇％への引上げは、きっぱり中止すること。

第一〇九号 平成二十九年四月十九日受理
消費税率を五％に戻し、増税中止を求めることに関する請願

請願者 堺市 中島聡大 外千五百六十名

紹介議員 大門実紀史君

消費税率一〇％への引上げの先送り、消費税の害悪を何らは正するものではない。安倍首相は、増税法附則第十八条第三項（景気条項）を撤廃し、景気が悪くても必ず増税すると表明した。一方では、大企業だけが潤う法人税減税を強行しようとしている。八％への増税によって既に国民生活と中小業者の困難は限界に達している。年金や生活保護、医療、介護など社会保障は切下げと負担ばかりである。中小企業・小規模事業者の多くは、利益を削り赤字でも身銭を切つて納税を続ける中で、廃業の危機が広がっている。日本経済は、アベノミクスの円安と資材高騰で失速してい

る。これ以上、生活費や経営を維持する費用を削ることはできない。このまま消費税負担がのしかかれば、更に格差と貧困が広がり、中小業者の税滞納も増加する。消費税は、中小業者に打撃を与える営業破壊税であり、輸出大企業には戻し税というばくたない補助金が還付されるというゆがんだ税制である。軽減税率が取り沙汰されているが、不公平が更に拡大し、中小企業の納税実務が過重になるだけである。軽減するなら税率全体を引き下げるべきである。そもそも、消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平な最悪の大衆課税である。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば、消費税廃止への道こそ真剣に検討されるべきである。今、必要なことは、税率を五％に戻し消費購買力を高めるとともに、地域の経済を活性化させ、内需主導に転換し、景気回復することである。そのためにも、増税は、きっぱりと中止すべきである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税率を五％に戻し、一〇％への引上げは中止すること。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税率一〇％を中止し、減税することに関する請願（第一四九号）
一、消費税増税を撤回し、一〇％への引上げをやめることに関する請願（第一一五〇号）
一、消費税の大増税をやめることに関する請願（第一二五一号）

一、消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願（第一一八三号）（第一一九六号）

第一一四九号 平成二十九年四月二十四日受理
消費税一〇％を中止し、減税することに関する請願

請願者 東京都大田区 流矢マサ 外四名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第一一五〇号 平成二十九年四月二十四日受理
消費税増税を撤回し、一〇％への引上げをやめることに関する請願

請願者 東京都大田区 小宮郁夫 外四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一一五一号 平成二十九年四月二十四日受理
消費税の大増税をやめることに関する請願

請願者 東京都大田区 伊東賢一 外三十八名

紹介議員 吉良よし子君

今、国民の所得は伸びず、社会保障の負担増がのしかかっている。物価や原材料費が高くなり、暮らしや営業を圧迫している。この下で、消費税の八％の大増税によって、消費が冷え込み、景気が急速に悪化した。さらに、安倍内閣は、圧倒的多数の国民の反対にもかかわらず、消費税を一〇％へ引き上げる大増税路線に突き進もうとしている。消費税増税の口実は全て崩壊している。社会保障のためといながら、給付削減と負担増はめじろ押しである。財政再建のためといながら、大型公共事業や軍費の規模を膨らませ、財政再建のめどは示されていない。消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立つた税制改革と賃上げを始め国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保でき、財政再建の道も切り開かれる。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税の大増税をやめること。

第一一八三号 平成二十九年四月二十五日受理
消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課

税

税・応能負担の税制に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市 熊谷さつ子 外

千七百二十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一一九六号 平成二十九年四月二十七日受理

消費税増税を中止し、五％に戻し、生活費非課

税・応能負担の税制に関する請願

請願者 北海道旭川市 松木朝夫 外千四

百八十七名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第十一号中正誤

ページ 段 行

六 三 五 要し

誤

擁し

正

平成二十九年六月二日印刷

平成二十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K